

3 調査の結果

3-1 ハザードマップの背景図の利用状況 【Q2】

ハザードマップを作成する際の背景図にどのような地図を利用しているかについて、計画機関別に集計した結果を、表-3 にまとめた。

表-3 計画機関別 ハザードマップ背景図の利用状況

区分 計画機関	公共測量成果を使用		国土地理院の地形図を使用		民間企業の地図を使用		不明		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	2	40.0	1	20.0	0	0.0	2	40.0	5
宮内庁	0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省	0	0.0	0	0.0	4	14.3	24	85.7	28
財務省	0	0.0	0	0.0	2	40.0	3	60.0	5
農林水産省	3	6.8	4	9.1	2	4.5	35	79.5	44
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
国土交通省	21	28.0	20	26.7	2	2.7	32	42.7	75
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0	3
防衛省	1	20.0	0	0.0	0	0.0	4	80.0	5
都道府県	44	18.4	60	25.1	19	7.9	116	48.5	239
市	443	46.3	270	28.2	98	10.2	146	15.3	957
特別区	11	45.8	7	29.2	4	16.7	2	8.3	24
町	212	29.9	239	33.7	112	15.8	146	20.6	709
村	35	24.6	45	31.7	21	14.8	41	28.9	142
独立行政法人	6	18.8	2	6.3	0	0.0	24	75.0	32
計	778	34.3	648	28.6	264	11.6	579	25.5	2,269

全体では、回答件数 2,269 件に対し、「公共測量成果を使用」が 778 件 (34.3%)、「国土地理院の地形図を使用」が 648 件 (28.6%) で、この二つを合わせて 62.9% となっており、官製の地図成果の利用の傾向を窺うことができる。「民間企業の地図を使用」は 264 件

(11.6%) と、比較的少ない比率である。「不明」は 579 件 (25.5%) あり、比較的高い比率となっている。また、計画機関毎の背景図の使用状況について、国の機関においては全体的に使用件数が少ないが、比較的利用件数の多い国土交通省では、「公共測量成果を使用」が 21 件 (28.0%) 及び「国土地理院の地形図を使用」が 20 件 (26.7%) となっているのが目立っている。

地方公共団体においては、「公共測量成果を使用」の比率が高く、市が 443 件 (46.3%)・特別区が 11 件 (45.8%) となっている。これは自らが公共測量で作成した地図成果を使用してハザードマップを作成しているものと推察される。

3-2 測量法に基づく手続き等の状況

(1) 公共測量の実施状況（測量法第36条） 【Q3】

① 計画機関別の届出以外の公共測量の実施状況

今回のアンケートでは、平成23年度の公共測量実施計画書の届出情報（3,528件）を基に、計画機関毎にその内容を表示し、それらの経費を記述して貰うとともに、この届出以外に平成23年度において公共測量に該当する測量を実施した場合は、その内容を記述して貰うこととした。

その結果、公共測量実施計画書の届出以外に、公共測量に該当する測量を実施した件数は、計画機関別に集計すると、表-4のとおりである。これに基づき、次のとおり公共測量の届出状況と実際の実施状況について分析した。

表-4 計画機関別 届出以外の公共測量の実施状況

区分 計画機関	実施した		実施していない		わからない		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	0	0.0	9	100.0	0	0.0	9
宮内庁	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
法務省	9	20.9	33	76.7	1	2.3	43
財務省	0	0.0	7	77.8	2	22.2	9
農林水産省	4	5.3	60	80.0	11	14.7	75
経済産業省	0	0.0	4	80.0	1	20.0	5
国土交通省	18	16.4	77	70.0	15	13.6	110
環境省	0	0.0	4	100.0	0	0.0	4
防衛省	2	25.0	5	62.5	1	12.5	8
都道府県	46	14.0	227	69.0	56	17.0	329
市	115	11.0	806	77.2	123	11.8	1,044
特別区	3	11.1	23	85.2	1	3.7	27
町	71	9.9	582	81.5	61	8.5	714
村	26	16.5	117	74.1	15	9.5	158
独立行政法人	8	9.8	69	84.1	5	6.1	82
計	302	11.5	2,024	77.3	292	11.2	2,618

今回の調査における全回答件数は3,061件であるが、表-4は、未回答443件を除いた件数の2,618件である。表-4のとおり、公共測量の届出以外に公共測量を「実施した」と回答した部署、すなわち無届けの公共測量があると回答した部署は、302件（11.5%）で、届出以外には「実施していない」、すなわち届出した公共測量を実施しているとした部署は、2,024件（77.3%）、「わからない」と回答した部署は292件（11.2%）であった。これによると、「わからない」を含めても、公共測量の届出をして実施している機関は、77.3%で、前回の約74%より上回っており、数字の上からはほとんどの計画機関が届出により公共測量を実施していることになる。

ただし、平成23年度の公共測量の届出件数3,528件に対し、「これ以外に公共測量を実施していない」と回答した件数は2,024件に止まっており、さらには、「わからない」が292件、「未回答」が443件もあることから、公共測量の実態を正確に反映したものではないと考えられ、前回の調査と比較して改善されたかどうかは不明である。

なお、届出以外に公共測量を実施したとする 302 件については、無届け公共測量と考えられ、これらの機関に対しては、従前から実施している計画機関を対象とした公共測量に関する講習会、公共測量手続きの手引き、パンフレット配布等の普及啓発活動が必要である。

② 都道府県別の届出以外の公共測量の実施状況

公共測量実施計画書の届出以外に公共測量を実施した地方公共団体の件数について、都道府県別に集計した結果は、表-5 のとおりである。

調査件数は全体で 2,272 件あり、無届けにより「実施した」が 261 件 (11.5%)、無届けでは「実施していない」が 1,755 件 (77.2%)、「わからない」が 226 件 (11.3%) であった。

無届けでは「実施していない」が計画機関の 77.2% であり、そのほとんどが実施計画書を提出して公共測量を実施しているものと思われる。

しかし、今回の Web 方式による調査は回答者の利便性を考慮して、計画機関がログインすると平成 23 年度に公共測量の届出があった内容を表示するように設計しているため、実施計画書を提出しない、いわゆる無届け公共測量についての回答が正しく反映しているか、次の点から疑問である。公共測量は国の機関及び公共団体が実施するほとんどの測量が該当するものであるが、今回の結果からするとその数は平成 23 年度 36 条届出件数 3,528 件、表-5 の実施した件数 261 件、表-5 のわからない 256 件の合計 4,045 件の公共測量があったことになる。しかし、この数は実態と乖離していると考えられる。

公共測量実施計画書を提出しないで公共測量を実施した件数の比率が 10% 以上ある。「実施した」理由は不明であるが、公共測量の実施手続きを周知する手段としては、従前から実施している計画機関を対象とした公共測量に関する講習会の開催、公共測量手続きについての手引き、パンフレット配布等が地道であるものの有効と考えられる。特に「実施した」の件数の多い市にあっては、市町村合併に伴い組織規模が大きくなったことにより、組織内での周知徹底が疎かになったことも考えられるため、場合によっては計画機関に出向いて説明する等、それぞれの実情も勘案しながら工夫して啓発することが引き続き必要である。

公共測量実施計画書を提出しないで公共測量を実施した都道府県にあっては、一都道府県当たりの件数は少ないことから、公共測量実施の手続きについて、関係先を絞って働きかけることにより、周知徹底は図り易いものとする。

表－5 都道府県別 届出以外の公共測量の実施状況

都道府県	実施した		実施していない		わからない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
北海道	33	12.6	207	79.0	22	8.4	262
青森県	4	10.3	32	82.1	3	7.7	39
岩手県	4	9.5	31	73.8	7	16.7	42
宮城県	7	12.5	43	76.8	6	10.7	56
秋田県	6	17.6	27	79.4	1	2.9	34
山形県	8	14.3	40	71.4	8	14.3	56
福島県	10	14.7	50	73.5	8	11.8	68
茨城県	8	20.0	31	77.5	1	2.5	40
栃木県	5	14.3	25	71.4	5	14.3	35
群馬県	6	10.2	51	86.4	2	3.4	59
埼玉県	13	13.3	73	74.5	12	12.2	98
千葉県	13	15.1	68	79.1	5	5.8	86
東京都	8	12.1	51	77.3	7	10.6	66
神奈川県	4	7.3	46	83.6	5	9.1	55
新潟県	6	12.0	41	82.0	3	6.0	50
富山県	2	14.3	9	64.3	3	21.4	14
石川県	2	6.5	23	74.2	6	19.4	31
福井県	2	8.3	21	87.5	1	4.2	24
山梨県	3	13.0	19	82.6	1	4.3	23
長野県	10	13.7	55	75.3	8	11.0	73
岐阜県	4	9.3	36	83.7	3	7.0	43
静岡県	7	14.3	36	73.5	6	12.2	49
愛知県	8	8.8	76	83.5	7	7.7	91
三重県	3	9.1	27	81.8	3	9.1	33
滋賀県	3	13.6	17	77.3	2	9.1	22
京都府	4	10.8	32	86.5	1	2.7	37
大阪府	2	4.5	38	86.4	4	9.1	44
兵庫県	6	11.8	38	74.5	7	13.7	51
奈良県	1	2.2	36	80.0	8	17.8	45
和歌山県	4	11.1	28	77.8	4	11.1	36
鳥取県	1	5.3	17	89.5	1	5.3	19
島根県	1	3.2	27	87.1	3	9.7	31
岡山県	2	6.3	26	81.3	4	12.5	32
広島県	3	6.4	36	76.6	8	17.0	47
山口県	4	9.5	30	71.4	8	19.0	42
徳島県	6	15.4	28	71.8	5	12.8	39
香川県	1	4.3	19	82.6	3	13.0	23
愛媛県	3	13.0	14	60.9	6	26.1	23
高知県	0	0.0	29	85.3	5	14.7	34
福岡県	8	11.8	47	69.1	13	19.1	68
佐賀県	7	33.3	12	57.1	2	9.5	21
長崎県	3	8.8	27	79.4	4	11.8	34
熊本県	5	11.6	33	76.7	5	11.6	43
大分県	1	5.0	17	85.0	2	10.0	20
宮崎県	5	14.7	24	70.6	5	14.7	34
鹿児島県	5	11.4	34	77.3	5	11.4	44
沖縄県	10	17.9	28	50.0	18	32.1	56
計	261	11.5	1,755	77.2	256	11.3	2,272

(2) 測定の重複の排除(測定法第1条) 【Q4】

測定法の目的である「測定の重複を排除」をするためには、既存の利用できる公共測定成果を調査する必要がある、計画機関における調査状況を集計した。

① 計画機関別の利用できる公共測定成果の調査状況

計画機関別の調査状況を集計した結果は、表-6のとおりである。

全体では、回答のあった2,627件に対し、「自らの機関の公共測定成果のみ調べている」が433件(16.5%)、「他の機関の公共測定成果のみ調べている」35件(1.3%)、両方調べている565件(21.5%)、「測定作業機関が調べている」が1,136件(43.2%)、「調べていない」458件(17.4%)であった。

「測定作業機関が調べている」「調べていない」の二つを集計すると(60.6%)となり、過半数以上を占め、決して好ましい状況ではないが、「測定作業機関が調べている」については、作業機関が公共測定作業実施計画書を作成するにあたって、法の目的を理解し、対応していることによると思われる。利用できる公共測定成果の調査は、公共測定の計画時に計画機関自らによって実施されることが理想であり、引き続き測定法の周知を図る必要がある。

次に、計画機関の中で国の機関のうち回答件数の多い法務省では、回答件数42件に対し、「両方調べている」が15件(35.7%)、「測定作業機関が調べている」が25件(59.5%)あり、農林水産省では、回答件数70件に対し、「自らの機関で公共測定成果のみ調べている」が8件(11.4%)、「他の機関の公共測定成果のみ調べている」が3件(4.3%)、「両方調べている」が24件(34.3%)、「測定作業機関が調べている」が17件(24.3%)、「調べていない」が18件(25.7%)となっている。さらに、国土交通省では、回答件数114件に対し、「自らの機関で公共測定成果のみ調べている」が36件(31.6%)、「他の機関の公共測定成果のみ調べている」が2件(1.8%)、「両方調べている」が25件(21.9%)、「測定作業機関が調べている」が42件(36.8%)、「調べていない」が9件(7.9%)となっている。

計画機関の約80%は、利用できる成果を調べていることになり、極めて高い比率となっている。

表-6 計画機関別 利用できる公共測量成果の調査状況

区分 計画機関	自らの機関の公共測量成果のみ調べている		他の機関の公共測量成果のみ調べている		両方調べている		測量作業機関が調べている		調べていない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	4	44.4	0	0.0	2	22.2	3	33.3	0	0.0	9
宮内庁	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	0	0.0	2	4.8	15	35.7	25	59.5	0	0.0	42
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	100.0	8
農林水産省	8	11.4	3	4.3	24	34.3	17	24.3	18	25.7	70
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
国土交通省	36	31.6	2	1.8	25	21.9	42	36.8	9	7.9	114
環境省	1	25.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	4
防衛省	1	11.1	0	0.0	4	44.4	3	33.3	1	11.1	9
都道府県	46	13.4	9	2.6	89	25.9	169	49.3	30	8.7	343
市	171	16.4	8	0.8	226	21.7	478	45.9	158	15.2	1,041
特別区	6	22.2	0	0.0	15	55.6	4	14.8	2	7.4	27
町	121	16.8	7	1.0	101	14.0	322	44.7	169	23.5	720
村	26	16.8	1	0.6	21	13.5	55	35.5	52	33.5	155
独立行政法人	13	15.7	3	3.6	42	50.6	16	19.3	9	10.8	83
計	433	16.5	35	1.3	565	21.5	1,136	43.2	458	17.4	2,627

② 都道府県別の利用できる公共測量成果の調査状況

地方公共団体における既存の利用できる公共測量成果の調査状況について、都道府県別に集計した結果は、表-7のとおりである。

全体では、回答件数2,286件に対し、「自らの機関の公共測量成果のみ調べている」が370件(16.2%)、「他の機関の公共測量成果のみ調べている」25件(1.1%)、「両方調べている」452件(19.8%)、「測量作業機関が調べている」が1,028件(45.0%)、「調べていない」が411件(18.0%)であった。

回答区分のうち「調べている」について、回答件数の多い都道府県について見ると、全体での傾向とほぼ同様となっており、それぞれの都道府県による特異な傾向は見られない。前記①とほぼ同じで、調べる方法を問わなければ、約80%の地方公共団体の計画機関は、利用できる成果を調べていることになる。

表-7 都道府県別 利用できる公共測量成果の調査状況

区分 都道府県	自らの機関の公共 測量成果のみ調べ ている		他の機関の公共測 量成果のみ調べて いる		両方調べている		測量作業機関が調 べている		調べていない		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
北海道	42	15.5	0	0.0	74	27.3	126	46.5	29	10.7	271
青森県	5	12.5	1	2.5	0	0.0	22	55.0	12	30.0	40
岩手県	8	18.6	1	2.3	6	14.0	20	46.5	8	18.6	43
宮城県	8	15.4	0	0.0	9	17.3	29	55.8	6	11.5	52
秋田県	1	3.1	0	0.0	3	9.4	18	56.3	10	31.3	32
山形県	6	10.5	1	1.8	8	14.0	34	59.6	8	14.0	57
福島県	8	12.1	0	0.0	6	9.1	35	53.0	17	25.8	66
茨城県	2	4.5	1	2.3	8	18.2	22	50.0	11	25.0	44
栃木県	4	11.4	0	0.0	4	11.4	19	54.3	8	22.9	35
群馬県	10	15.9	0	0.0	12	19.0	34	54.0	7	11.1	63
埼玉県	19	18.6	2	2.0	22	21.6	47	46.1	12	11.8	102
千葉県	15	18.8	2	2.5	18	22.5	32	40.0	13	16.3	80
東京都	15	22.4	1	1.5	23	34.3	19	28.4	9	13.4	67
神奈川県	13	24.5	2	3.8	8	15.1	22	41.5	8	15.1	53
新潟県	7	14.6	0	0.0	9	18.8	26	54.2	6	12.5	48
富山県	2	14.3	0	0.0	2	14.3	7	50.0	3	21.4	14
石川県	5	16.7	1	3.3	5	16.7	11	36.7	8	26.7	30
福井県	4	16.7	0	0.0	6	25.0	12	50.0	2	8.3	24
山梨県	3	13.6	0	0.0	2	9.1	10	45.5	7	31.8	22
長野県	8	11.0	0	0.0	17	23.3	30	41.1	18	24.7	73
岐阜県	7	16.7	0	0.0	5	11.9	24	57.1	6	14.3	42
静岡県	4	8.0	2	4.0	11	22.0	22	44.0	11	22.0	50
愛知県	10	11.0	1	1.1	16	17.6	56	61.5	8	8.8	91
三重県	8	22.9	1	2.9	7	20.0	15	42.9	4	11.4	35
滋賀県	3	12.5	0	0.0	3	12.5	13	54.2	5	20.8	24
京都府	7	17.9	1	2.6	11	28.2	15	38.5	5	12.8	39
大阪府	5	10.2	1	2.0	16	32.7	19	38.8	8	16.3	49
兵庫県	10	18.5	2	3.7	15	27.8	24	44.4	3	5.6	54
奈良県	8	18.6	0	0.0	10	23.3	13	30.2	12	27.9	43
和歌山県	13	34.2	0	0.0	7	18.4	12	31.6	6	15.8	38
鳥取県	3	14.3	0	0.0	5	23.8	9	42.9	4	19.0	21
島根県	3	10.0	0	0.0	7	23.3	17	56.7	3	10.0	30
岡山県	8	23.5	1	2.9	10	29.4	8	23.5	7	20.6	34
広島県	2	4.3	2	4.3	10	21.7	18	39.1	14	30.4	46
山口県	9	22.0	0	0.0	5	12.2	18	43.9	9	22.0	41
徳島県	6	16.2	1	2.7	5	13.5	21	56.8	4	10.8	37
香川県	2	8.7	0	0.0	8	34.8	9	39.1	4	17.4	23
愛媛県	4	16.7	0	0.0	2	8.3	12	50.0	6	25.0	24
高知県	5	15.6	0	0.0	3	9.4	9	28.1	15	46.9	32
福岡県	13	19.1	1	1.5	12	17.6	28	41.2	14	20.6	68
佐賀県	5	23.8	0	0.0	4	19.0	9	42.9	3	14.3	21
長崎県	11	35.5	0	0.0	5	16.1	9	29.0	6	19.4	31
熊本県	12	28.6	0	0.0	3	7.1	17	40.5	10	23.8	42
大分県	4	20.0	0	0.0	7	35.0	7	35.0	2	10.0	20
宮崎県	5	14.3	0	0.0	7	20.0	10	28.6	13	37.1	35
鹿児島県	8	17.0	0	0.0	10	21.3	15	31.9	14	29.8	47
沖縄県	10	18.9	0	0.0	6	11.3	24	45.3	13	24.5	53
計	370	16.2	25	1.1	452	19.8	1,028	45.0	411	18.0	2,286

(3) 測量成果の提出状況（測量法第40条） 【Q5】

測量法第40条において、「測量計画機関は、公共測量の成果を得たときは、遅滞なく、その写しを国土地理院の長に送付しなければならない」とされており、公共測量成果の提出が義務づけられている。また、測量法の目的である「測量の正確さを確保」を確認するにあたって、得られた測量成果を国土地理院の長は審査することとされている。このためには公共測量で得られた成果が提出されることが必要不可欠であることから、提出に係る計画機関の理解度を集計した。

① 計画機関別の公共測量成果提出の理解度

計画機関別の公共測量成果提出の理解度を集計した結果は、表-8のとおりである。

この回答数3,105件については、アンケートの全回答(部署)件数3,061件のうち、本問に対し回答のあった部署2,564件の集計である。なお、この回答のあった部署の件数より、多いのは本問が複数回答可としているためである。

全体では、回答数3,105件に対し、「公共測量成果提出の必要性は理解している」が1,701件(54.8%)、「基盤地図情報の整備・更新の観点から提出の必要性を理解している」が583件(18.8%)で、「理解している」が合わせて(73.6%)となっていることから理解度は比較的高い水準にあるものと推察される。

国の計画機関では、「公共測量成果提出の必要性は理解している」が50.0%~86.4%であり、概ね理解されていると判断できる。

一方、地方公共団体においては、39.8%と低率の「村」を除いて、53.0%~85.7%であり、国の計画機関と同様に概ね理解されていると判断できる。

表－8 計画機関別 公共測量成果提出の理解度

区分 計画機関	公共測量担当者会議等や 国土地理院の周知等により 公共測量成果提出の必要 性は理解している		1/2,500地図等の公共測量 成果は、基盤地図情報の 整備・更新の観点から提 出の必要性を理解して いる		今回ウェブサイトを見 て、1/2,500地図等の公共 測量成果の提出の必要 性を理解したので今後は提 出したい		公共測量成果提出の必要 性はあまり理解していな かったが提出している		公共測量成果提出の必要 性を理解しておらず、提 出していなかった		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	6	66.7	0	0.0	1	11.1	1	11.1	0	0.0	1	11.1	9
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	38	86.4	3	6.8	1	2.3	0	0.0	0	0.0	2	4.5	44
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
農林水産省	40	50.0	16	20.0	9	11.3	4	5.0	5	6.3	6	7.5	80
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2
国土交通省	76	53.5	31	21.8	12	8.5	16	11.3	5	3.5	2	1.4	142
環境省	3	60.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0	5
防衛省	7	70.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0	0	0.0	1	10.0	10
都道府県	233	58.3	74	18.5	29	7.3	40	10.0	16	4.0	8	2.0	400
市	696	55.0	271	21.4	69	5.5	96	7.6	88	7.0	46	3.6	1,266
特別区	24	85.7	0	0.0	3	10.7	1	3.6	0	0.0	0	0.0	28
町	448	53.0	150	17.7	50	5.9	54	6.4	114	13.5	30	3.5	846
村	68	39.8	20	11.7	17	9.9	11	6.4	41	24.0	14	8.2	171
独立行政法人	61	62.9	17	17.5	7	7.2	5	5.2	4	4.1	3	3.1	97
計	1,701	54.8	583	18.8	198	6.4	230	7.4	274	8.8	119	3.8	3,105

② 都道府県別の公共測量成果提出の理解度

地方公共団体における都道府県別の公共測量成果提出の理解度を集計した結果は、表-9のとおりである。

全体では、回答数 2,711 件に対し、「公共測量成果提出の必要性は理解している」が 1,469 件 (54.2%)、「基盤地図情報の整備・更新の観点から提出の必要性を理解している」が 515 件 (19.0%) で、「理解している」が合わせて (73.2%) となっていることから理解度は比較的高い水準にあるものと推察される。

回答区分のうち「理解している」について、都道府県毎の比率を見ると、「公共測量成果提出の必要性は理解している」では、27.3%~77.3%、「基盤地図情報の整備・更新の観点から提出の必要性を理解している」では、6.4%~42.9%となっている。いずれも平均値を上回るのは、千葉県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県となり、中部地方測量部、近畿地方測量部の広報活動が影響していると推察される。

表-9 都道府県別 公共測量成果提出の理解度

都道府県	公共測量担当者会議等や国土地理院の周知等により公共測量成果提出の必要性は理解している		1/2,500地図等の公共測量成果は、基盤地図情報の整備・更新の観点から提出の必要性を理解している		今回ウェブサイトを見て、1/2,500地図等の公共測量成果の提出の必要性を理解したので今後は提出したい		公共測量成果提出の必要性はあまり理解していなかったが提出している		公共測量成果提出の必要性を理解しておらず、提出していなかった		その他		計
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
北海道	210	64.0	52	15.9	11	3.4	21	6.4	26	7.9	8	2.4	328
青森県	24	47.1	8	15.7	3	5.9	7	13.7	9	17.6	0	0.0	51
岩手県	23	42.6	11	20.4	3	5.6	6	11.1	8	14.8	3	5.6	54
宮城県	33	55.0	11	18.3	3	5.0	5	8.3	3	5.0	5	8.3	60
秋田県	20	54.1	10	27.0	4	10.8	0	0.0	3	8.1	0	0.0	37
山形県	30	48.4	11	17.7	2	3.2	5	8.1	10	16.1	4	6.5	62
福島県	35	43.2	12	14.8	8	9.9	6	7.4	15	18.5	5	6.2	81
茨城県	30	63.8	3	6.4	3	6.4	1	2.1	7	14.9	3	6.4	47
栃木県	20	54.1	4	10.8	1	2.7	3	8.1	7	18.9	2	5.4	37
群馬県	36	52.2	12	17.4	3	4.3	15	21.7	3	4.3	0	0.0	69
埼玉県	61	53.5	21	18.4	7	6.1	14	12.3	8	7.0	3	2.6	114
千葉県	62	62.6	19	19.2	4	4.0	7	7.1	5	5.1	2	2.0	99
東京都	50	64.1	10	12.8	5	6.4	5	6.4	3	3.8	5	6.4	78
神奈川県	28	45.2	17	27.4	2	3.2	9	14.5	5	8.1	1	1.6	62
新潟県	36	57.1	14	22.2	5	7.9	3	4.8	4	6.3	1	1.6	63
富山県	9	42.9	9	42.9	1	4.8	1	4.8	1	4.8	0	0.0	21
石川県	12	37.5	7	21.9	3	9.4	6	18.8	3	9.4	1	3.1	32
福井県	14	45.2	4	12.9	5	16.1	2	6.5	4	12.9	2	6.5	31
山梨県	12	50.0	4	16.7	4	16.7	2	8.3	0	0.0	2	8.3	24
長野県	46	56.8	15	18.5	2	2.5	5	6.2	11	13.6	2	2.5	81
岐阜県	35	68.6	9	17.6	0	0.0	2	3.9	3	5.9	2	3.9	51
静岡県	39	63.9	14	23.0	2	3.3	2	3.3	4	6.6	0	0.0	61
愛知県	69	62.2	28	25.2	5	4.5	5	4.5	4	3.6	0	0.0	111
三重県	22	61.1	7	19.4	0	0.0	4	11.1	2	5.6	1	2.8	36
滋賀県	19	61.3	7	22.6	2	6.5	1	3.2	1	3.2	1	3.2	31
京都府	30	63.8	9	19.1	2	4.3	2	4.3	2	4.3	2	4.3	47
大阪府	42	63.6	15	22.7	2	3.0	5	7.6	1	1.5	1	1.5	66
兵庫県	37	54.4	15	22.1	2	2.9	10	14.7	3	4.4	1	1.5	68
奈良県	27	56.3	11	22.9	5	10.4	2	4.2	2	4.2	1	2.1	48
和歌山県	19	47.5	8	20.0	5	12.5	1	2.5	6	15.0	1	2.5	40
鳥取県	17	77.3	2	9.1	1	4.5	0	0.0	2	9.1	0	0.0	22
島根県	22	61.1	4	11.1	1	2.8	1	2.8	5	13.9	3	8.3	36
岡山県	23	57.5	8	20.0	2	5.0	2	5.0	3	7.5	2	5.0	40
広島県	25	43.9	14	24.6	5	8.8	6	10.5	4	7.0	3	5.3	57
山口県	29	60.4	9	18.8	2	4.2	3	6.3	2	4.2	3	6.3	48
徳島県	25	56.8	7	15.9	3	6.8	2	4.5	4	9.1	3	6.8	44
香川県	11	39.3	9	32.1	2	7.1	1	3.6	4	14.3	1	3.6	28
愛媛県	15	55.6	3	11.1	2	7.4	1	3.7	4	14.8	2	7.4	27
高知県	14	43.8	4	12.5	4	12.5	0	0.0	6	18.8	4	12.5	32
福岡県	38	46.9	20	24.7	5	6.2	9	11.1	7	8.6	2	2.5	81
佐賀県	12	42.9	5	17.9	3	10.7	1	3.6	6	21.4	1	3.6	28
長崎県	21	51.2	8	19.5	4	9.8	3	7.3	4	9.8	1	2.4	41
熊本県	22	46.8	7	14.9	3	6.4	3	6.4	9	19.1	3	6.4	47
大分県	10	38.5	9	34.6	3	11.5	0	0.0	4	15.4	0	0.0	26
宮崎県	14	35.0	7	17.5	5	12.5	5	12.5	7	17.5	2	5.0	40
鹿児島県	23	39.7	13	22.4	5	8.6	2	3.4	11	19.0	4	6.9	58
沖縄県	18	27.3	9	13.6	14	21.2	6	9.1	14	21.2	5	7.6	66
計	1,469	54.2	515	19.0	168	6.2	202	7.5	259	9.6	98	3.6	2,711

以上のとおり、理解度は比較的高い比率と考えられるが、この施策をより充実したものとするためには、計画機関にとって測量成果を提出することの確たる必要性を提示するとともに、提出することのメリットを周知し、必要性の理解を向上させる必要がある。

(4) 公共測量を実施する際の通知時期の状況（測量法第14条） 【Q6】

公共測量を実施する際には、測量法第14条により計画機関の長は関係都道府県知事に公共測量の実施について通知することが義務づけられている。

この通知手続きの実施時期について集計した結果は、表-10のとおりである。

表-10 計画機関別 測量法14条の通知時期

区分 計画機関	発注の公示前まで		発注の公示から開 札までの間		開札後から作業着 手前		作業着手後		していない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	4	57.1	1	14.3	2	28.6	7
宮内庁	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	0	0.0	0	0.0	27	65.9	6	14.6	8	19.5	41
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
農林水産省	3	4.9	3	4.9	13	21.3	8	13.1	34	55.7	61
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	1	0.9	1	0.9	55	50.9	12	11.1	39	36.1	108
環境省	0	0.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	2	50.0	4
防衛省	0	0.0	0	0.0	5	62.5	0	0.0	3	37.5	8
都道府県	24	7.6	2	0.6	121	38.2	37	11.7	133	42.0	317
市	77	8.0	13	1.4	402	42.0	153	16.0	312	32.6	957
特別区	1	3.7	0	0.0	16	59.3	6	22.2	4	14.8	27
町	73	11.0	9	1.4	188	28.3	87	13.1	308	46.3	665
村	22	16.1	3	2.2	21	15.3	12	8.8	79	57.7	137
独立行政法人	8	10.8	1	1.4	27	36.5	11	14.9	27	36.5	74
計	209	8.7	32	1.3	882	36.6	333	13.8	955	39.6	2,411

全体では回答数2,411件に対し、「発注の公示前まで」が209件(8.7%)、「発注の公示から開札までの間」が32件(1.3%)、「開札から作業着手前」が(36.6%)、「作業着手後」が333件(13.8%)、「していない」955件(39.6%)となっている。

この結果については、測量法で公共測量実施の公示を行わせる目的・趣旨を鑑みると、「作業着手後」には問題がある。また、「通知をしていない」が約40%あることについても問題があり、測量法遵守の啓発が必要である。

3-3 公共基準点の設置状況 【Q7】

公共基準点は、公共測量を実施する際に測量の基準となるものであり、その設置状況について調査し、計画機関別に集計した結果は、表-11のとおりである。

表-11 計画機関別 公共基準点設置状況

計画機関	区分	設置している		設置していない		計 件数 (件)
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		7	77.8	2	22.2	9
宮内庁		1	100.0	0	0.0	1
法務省		37	88.1	5	11.9	42
財務省		0	0.0	7	100.0	7
農林水産省		12	17.1	58	82.9	70
経済産業省		0	0.0	1	100.0	1
国土交通省		62	54.4	52	45.6	114
環境省		2	50.0	2	50.0	4
防衛省		6	66.7	3	33.3	9
都道府県		189	56.3	147	43.8	336
市		586	58.4	418	41.6	1,004
特別区		25	89.3	3	10.7	28
町		313	44.8	386	55.2	699
村		52	34.0	101	66.0	153
独立行政法人		52	62.7	31	37.3	83
計		1,344	52.5	1,216	47.5	2,560

全体では、回答件数 2,560 件 (H21:1,731 件 147.9%) に対し、公共基準点を「設置している」機関は、52.5%である。前回調査 (H21:1,070 件 61.8%) と比較すると 9.3 ポイント減少している。一方、「設置していない」機関は、47.5%である。前回調査 (H21:661 件 38.2%) と比較すると 9.3 ポイント増加している。

ただし、回答区分の「設置していない」には、公共測量を実施していない機関の回答が含まれている。

回答件数が約 1.5 倍に増加していることから、全体として設置している件数は増加している。

計画機関別では、設置件数の多い国の機関に注目して前回調査と比較すると、法務省 (H21:93.3%→H23:88.1%)、農林水産省 (H21:50.5%→H23:17.1%)、国土交通省 (H21:71.3%→H23:54.4%) と軒並み設置比率が減少している。次いで、地方公共団体については、都道府県 (H21:44.3%→H23:56.3%)、市・特別区 (H21:75.1%→H23:59.2%)、町 (H21:59.9%→H23:44.8%)、村 (H21:48.3%→H23:34.0%) となっており、都道府県を除き設置比率は減少している。独立行政法人 (H21:55.5%→H23:62.7%) は、設置比率が増加している。

公共基準点の設置状況は、前々回及び前回に引き続き設置比率の減少傾向が窺えるが、その原因は不明である。

3-4 測量成果の公開

(1) 測量成果の公開状況 【Q8】

一般に対する測量成果の公開状況について、計画機関別に集計した結果は、表-12のとおりである。

表-12 計画機関別 一般に対する測量成果の公開状況

区分 計画機関	全部公開		一部公開		非公開		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	4	44.4	0	0.0	5	55.6	9
宮内庁	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
法務省	33	76.7	8	18.6	2	4.7	43
財務省	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
農林水産省	9	16.4	5	9.1	41	74.5	55
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	21	20.2	31	29.8	52	50.0	104
環境省	1	25.0	0	0.0	3	75.0	4
防衛省	1	11.1	4	44.4	4	44.4	9
都道府県	99	31.6	68	21.7	146	46.6	313
市	420	43.4	307	31.7	240	24.8	967
特別区	17	63.0	6	22.2	4	14.8	27
町	252	37.3	198	29.3	226	33.4	676
村	54	38.0	23	16.2	65	45.8	142
独立行政法人	17	22.7	19	25.3	39	52.0	75
計	928	38.2	669	27.5	832	34.3	2,429

全体では、全部公開が(38.2%)、一部公開が(27.5%)、非公開が(34.3%)となっている。前回調査と比較すると、全部公開(H21:608件→H23:928件)、一部公開(H21:593件→H23:669件)、非公開(H21:425件→H23:832件)となっており、全部公開では比率が微増しているものの、一部公開、非公開でも比率が増加している。

計画機関別では、国の機関のなかで件数の多い法務省では、全部公開(H21:63.3%→H23:76.7%)、一部公開(H21:33.3%→H23:18.6%)、非公開(H21:3.3%→H23:4.7%)で、同様に、国土交通省では、全部公開(H21:29.2%→H23:20.2%)、一部公開(H21:27.3%→H23:29.8%)、非公開(H21:43.5%→H23:50.0%)となっている。

また、地方公共団体及び独立行政法人において、全部公開の平均が(H21:35.1%→H23:34.7%)、一部公開が(H21:32.7%→H23:24.8%)、非公開が(H21:32.2%→H23:40.5%)となっており、全部公開の比率はほとんど変化ないものの、一部公開の比率が減少し、非公開の比率が増加している。

(2) 測量成果の公開に係る費用 【Q9】

一般に対する測量成果の公開に係る費用を、計画機関別に集計した結果は、表-13のとおりである。

表-13 計画機関別 一般に対する測量成果の公開に係る費用

区分 計画機関	有料		無料		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	0	0.0	4	100.0	4
宮内庁	0	-	0	-	0
法務省	8	19.0	34	81.0	42
財務省	0	-	0	-	0
農林水産省	3	15.8	16	84.2	19
経済産業省	0	-	0	-	0
国土交通省	6	10.2	53	89.8	59
環境省	0	0.0	1	100.0	1
防衛省	1	25.0	3	75.0	4
都道府県	23	12.7	158	87.3	181
市	302	40.3	448	59.7	750
特別区	11	47.8	12	52.2	23
町	230	48.4	245	51.6	475
村	40	46.0	47	54.0	87
独立行政法人	2	4.8	40	95.2	42
計	626	37.1	1,061	62.9	1,687

全体では、回答数 1,687 件に対し、有料 626 件 (37.1%)、無料 1,061 件 (62.9%) となっている。

前回調査と比較すると、有料 (H21 : 13.1%→H23 : 37.1%)、無料 (H21 : 82.0%→H23 : 62.9%) になっており、有料の比率が大幅に増加している。

計画機関別では、国の機関の中でも回答件数の多い法務省、農林水産省、国土交通省について前回と比較は次の通りである。

法務省 有料 (H21 : 44.8%→H23 : 19.0%)、無料 (H21 : 44.8%→H23 : 81.0%)

農林水産省 有料 (H21 : 7.1%→H23 : 15.8%)、無料 (H21 : 92.5%→H23 : 84.2%)

国土交通省 有料 (H21 : 17.8%→H23 : 10.2%)、無料 (H21 : 71.1%→H23 : 89.8%)

各省において若干の有料、無料の比率の変動は見られるが、原因は不明である。

次に、地方機関及び独立行政法人について、前回との比較は次のとおりである。

都道府県 有料 (H21 : 2.7%→H23 : 12.7%)、無料 (H21 : 89.1%→H23 : 87.3%)

市・特別区 有料 (H21 : 7.9%→H23 : 40.5%)、無料 (H21 : 88.3%→H23 : 59.5%)

町 有料 (H21 : 20.1%→H23 : 48.8%)、無料 (H21 : 76.8%→H23 : 51.6%)

村 有料 (H21 : 26.9%→H23 : 46.0%)、無料 (H21 : 67.3%→H23 : 54.0%)

独立行政法人 有料 (H21 : 0.0%→H23 : 4.8%)、無料 (H21 : 95.7%→H23 : 95.2%)

有料の比率が大幅に増加する一方で、無料の比率が減少している。その要因として、情報公開法により測量成果等の公開に要する経費負担を利用者負担 (有料) とすることにより、必要経費を捻出しているものと推察される。

(3) 測量成果の非公開の理由（一部公開を含む） 【Q10】

前記（1）測量成果の公開状況で、非公開（一部公開を含む）とした機関に対し、その理由を計画機関別に集計した結果は、表-14のとおりである。

表-14 計画機関別 測量成果を公開していない理由（一部公開を含む）

計画機関	提供体制が整っていない		条例等に非公開と規定されている		特定の個人を識別できる情報が含まれている		公開すると決まっていない		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	16.7	0	0.0	0	0.0	2	33.3	3	50.0	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
法務省	3	23.1	1	7.7	0	0.0	6	46.2	3	23.1	13
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0	4
農林水産省	12	28.6	0	0.0	5	11.9	21	50.0	4	9.5	42
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	28	31.5	0	0.0	21	23.6	32	36.0	8	9.0	89
環境省	2	66.7	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0	3
防衛省	2	16.7	0	0.0	4	33.3	2	16.7	4	33.3	12
都道府県	91	38.2	1	0.4	25	10.5	96	40.3	25	10.5	238
市	245	38.6	2	0.3	97	15.3	221	34.9	69	10.9	634
特別区	5	41.7	0	0.0	3	25.0	1	8.3	3	25.0	12
町	217	44.7	2	0.4	78	16.0	154	31.7	35	7.2	486
村	36	38.7	0	0.0	11	11.8	33	35.5	13	14.0	93
独立行政法人	15	25.9	0	0.0	10	17.2	24	41.4	9	15.5	58
計	657	38.9	6	0.4	254	15.0	594	35.1	180	10.6	1,691

全体では、回答数 1,691 件に対し、提供体制が整っていない 657 件 (38.9%)、条例等に非公開と規定されている 6 件 (0.4%)、特定の個人を識別できる情報が含まれている 254 件 (15.0%)、公開すると決まっていない 594 件 (35.1%) その他 180 件 (10.6%) となっている。

なお、回答は複数回答されていることから、全体的に件数及び比率の数値が大きくなっている可能性はある。

公開しない理由は、提供体制が整っていない (38.9%)、公開すると決まっていない (35.1%)、特定の個人を識別できる情報が含まれている (15.0%) の 3 区分で (89.0%) を占めている。これらの数値から、公開まで提供体制の確立、公開の必要性を説いていく必要がある。

(4) 今後の公開予定 【Q11】

測量成果を公開していない場合の今後の公開予定について、計画機関別に集計した結果は、表-15のとおりである。

表-15 計画機関別 測量成果を公開していない場合の今後の公開予定

計画機関	3年以内に公開予定		4年後以降に公開予定		予定なし		計
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
宮内庁	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
法務省	0	0.0	0	0.0	14	100.0	14
財務省	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
農林水産省	1	2.6	0	0.0	38	97.4	39
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	16	20.8	0	0.0	61	79.2	77
環境省	0	0.0	0	0.0	3	100.0	3
防衛省	0	0.0	0	0.0	8	100.0	8
都道府県	1	0.5	0	0.0	205	99.5	206
市	15	2.8	10	1.8	516	95.4	541
特別区	1	9.1	0	0.0	10	90.9	11
町	5	1.2	5	1.2	413	97.6	423
村	1	1.1	0	0.0	88	98.9	89
独立行政法人	1	1.8	0	0.0	54	98.2	55
計	41	2.8	15	1.0	1,419	96.2	1,475

全体では、回答数1,475件に対し、測量成果を公開していない機関においては、今後の公開予定なし1,419件(96.2%)であり、近々の公開は極めて期待できないことが分かる。ただし、国土交通省においては、3年以内に公開予定が16件(20.8%)となっている。

前回調査と比較して見ると、「3年以内に公開予定」が(H22:10件、52.6%→H24:41件、2.8%)であり、「4年後以降に公開予定」が(H22:5件、26.3%→H24:15件、1.0%)になっている。前回の「6~10年以内に公開予定」と今回の「予定なし」を同じ枠として比較すると、(H22:4件、21.1%→H24:1,419件、96.2%)であり、これらの数値から、公開まで提供体制の確立、公開の必要性を説いていく必要がある。

3-5 測量成果の保管 【Q12】

(1) 測量成果の保管規定、交付規定等の作成状況

測量成果の保管規定、交付規定等の作成状況について、計画機関別に集計した結果は、表-16のとおりである。

表-16 計画機関別 測量成果の保管規定、交付規定等の作成状況

計画機関	区分		保管と交付両方規定している		保管に関して規定している		交付に関して規定している		規定していない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	1	11.1	0	0.0	8	88.9			9
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			1
法務省	17	39.5	14	32.6	2	4.7	10	23.3			43
財務省	0	0.0	1	20.0	0	0.0	4	80.0			5
農林水産省	2	3.6	10	18.2	2	3.6	41	74.5			55
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-			0
国土交通省	27	25.2	19	17.8	1	0.9	60	56.1			107
環境省	0	0.0	1	25.0	0	0.0	3	75.0			4
防衛省	2	22.2	5	55.6	0	0.0	2	22.2			9
都道府県	37	11.9	43	13.8	19	6.1	212	68.2			311
市	160	16.4	63	6.4	159	16.3	596	60.9			978
特別区	14	51.9	2	7.4	8	29.6	3	11.1			27
町	58	8.3	36	5.2	90	12.9	511	73.5			695
村	14	9.7	1	0.7	16	11.0	114	78.6			145
独立行政法人	24	31.6	14	18.4	2	2.6	36	47.4			76
計	356	14.4	210	8.5	299	12.1	1,600	64.9			2,465

全体では、回答数 2,465 件に対し、「保管と交付の両方規定している」が 356 件 (14.4%)、「保管に関して規定している」が 210 件 (8.5%)、「交付に関して規定している」が 299 件 (12.1%) で、「規定していない」が 1,600 件 (64.9%) と高い比率になっている。

計画機関別に見ると、「保管規定と交付規定両方規定している」が特別区において 14 件 (51.9%)、法務省が 17 件 (39.5%)、独立行政法人が 24 件 (31.6%)、国土交通省が 27 件 (25.2%)、防衛省が 2 件 (22.2%) となっているが、いずれも高い数値ではない。また、「保管規定に関して規定している」が、防衛省が 5 件 (55.6%)、法務省が 14 件 (32.6%) となっているが、他の機関はいずれもこれらより低い数値である。「交付に関して規定している」が防衛省 8 件 (29.6%)、市 159 件 (16.3%) が他機関より比率が高くなっている。「規定していない」については、回答件数も多く、比率の高い計画機関は、村が 114 件 (78.6%)、農林水産省 41 件 (74.5%)、町が 511 件 (73.5%)、都道府県 212 件 (68.2%)、市が 596 件 (60.9%)、国土交通省 60 件 (56.1%)、独立行政法人が 36 件 (47.4%) になっており、「規定していない」が高い比率を占めている。

(2) 測量成果(デジタルデータ)のバックアップ状況 【Q13】

デジタル測量成果のバックアップ状況について、計画機関別に集計した結果は、表-17のとおりである。

表-17 計画機関別 測量成果(デジタル)のバックアップ状況

計画機関	全区分		一部バックアップしている		バックアップしていない		計
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	8	100.0	8
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	9	21.4	5	11.9	28	66.7	42
財務省	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
農林水産省	13	24.5	5	9.4	35	66.0	53
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	41	38.7	13	12.3	52	49.1	106
環境省	2	50.0	0	0.0	2	50.0	4
防衛省	0	0.0	1	11.1	8	88.9	9
都道府県	38	12.3	20	6.5	252	81.3	310
市	111	11.5	79	8.2	778	80.4	968
特別区	1	3.7	1	3.7	25	92.6	27
町	68	10.2	57	8.5	544	81.3	669
村	16	11.7	11	8.0	110	80.3	137
独立行政法人	5	6.7	8	10.7	62	82.7	75
計	305	12.6	200	8.3	1,908	79.1	2,413

全体では、回答件数 2,413 件に対して、「バックアップしていない」が 1,908 件(79.1%)と極めて大きい比率となっており、反対に「全てバックアップしている」が 305 件(12.6%)、「一部バックアップしている」が 200 件(8.3%)と極めて低い比率となっている。

計画機関別では、回答件数が多い機関に絞ってバックアップ状況を見ると、「全てバックアップしている」の比率が高い機関は、国土交通省が 41 件(38.7%)、農林水産省が 13 件(24.5%)、法務省が 9 件(21.4%)であり、他の機関は、10%強といったところである。「一部バックアップしている」の比率が最も高いのは、国土交通省が 13 件(12.3%)である。「バックアップしていない」は、各機関とも比率が高く、特に回答件数の多い地方公共団体について見ると、80%以上となっている。

デジタル測量成果のバックアップは、成果の性質上必須であり、早急な意識改革と対応が望まれる。測量成果は国土に関する基本的な情報インフラであることから、東日本大震災のような大規模の災害が発生した際にも確実に保管・管理されている必要がある。

3-6 測量成果の使用

(1) 使用にかかる費用について 【Q14】

測量成果の使用に係る費用を、公共基準点の場合、図面の場合、空中写真の場合について、計画機関別に集計した結果は、表-18のとおりである。

表-18 計画機関別 測量成果の使用に係る費用

区分 計画機関	公共基準点の場合				
	有料		無料		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	1	14.3	6	85.7	7
宮内庁	0	0.0	1	100.0	1
法務省	1	2.5	39	97.5	40
財務省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	0	0.0	26	100.0	26
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	3	4.3	67	95.7	70
環境省	0	0.0	2	100.0	2
防衛省	0	0.0	3	100.0	3
都道府県	12	6.7	167	93.3	179
市	94	15.6	509	84.4	603
特別区	3	15.8	16	84.2	19
町	97	24.3	302	75.7	399
村	20	25.3	59	74.7	79
独立行政法人	0	0.0	51	100.0	51
計	231	15.6	1,248	84.4	1,479

区分 計画機関	図面の場合				
	有料		無料		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	1	20.0	4	80.0	5
宮内庁	0	0.0	1	100.0	1
法務省	14	42.4	19	57.6	33
財務省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	2	7.4	25	92.6	27
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	3	4.5	64	95.5	67
環境省	0	0.0	2	100.0	2
防衛省	0	0.0	3	100.0	3
都道府県	13	7.8	154	92.2	167
市	241	37.8	396	62.2	637
特別区	6	37.5	10	62.5	16
町	235	53.8	202	46.2	437
村	47	51.6	44	48.4	91
独立行政法人	0	0.0	45	100.0	45
計	562	36.7	969	63.3	1,531

区分 計画機関	空中写真の場合				
	有料		無料		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	1	20.0	4	80.0	5
宮内庁	0	0.0	1	100.0	1
法務省	1	14.3	6	85.7	7
財務省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	1	4.0	24	96.0	25
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	3	4.8	60	95.2	63
環境省	0	0.0	2	100.0	2
防衛省	0	0.0	2	100.0	2
都道府県	14	10.0	126	90.0	140
市	107	29.3	258	70.7	365
特別区	2	50.0	2	50.0	4
町	126	41.4	178	58.6	304
村	22	34.4	42	65.6	64
独立行政法人	0	0.0	39	100.0	39
計	277	27.1	744	72.9	1,021

比率の算出は、その他を除いて、計画機関毎の回答件数に対し、それぞれの回答区分毎に比率を求めている。

① 公共基準点の場合

全体では、回答件数 1,479 件に対して、「有料」が 231 件 (15.6%) であり、「無料」が 1,248 件 (84.4%) と極めて高い比率となっている。

なお、表-18 のとおり、交付規定を作成している計画機関の比率は、件数比率で 26.5% となっているが、規定の作成と「有料」「無料」の関係は見いだせない。

計画機関別では、国の機関及び独立行政法人では、ほとんどが「無料」である。一方、地方公共団体では、「無料」は 75% から 90% 強、「有料」25% から 10% 強となっている。

② 図面の場合

全体では、回答件数 1,531 件に対して、「有料」が 562 件 (36.7%) であり、「無料」が 969 件 (63.3%) と比較的高い比率となっている。

計画機関別では、国の機関及び独立行政法人のうち、法務省の「無料」の比率 57.6% と他の機関より低くなっているものの、ほとんどが「無料」である。一方、地方公共団体では、「無料」は都道府県・市・特別区において比率が高く、「有料」は町・村において比率が高くなっている。

③ 空中写真の場合

全体では、回答件数 1,021 件に対して、「有料」が 277 件 (27.1%) であり、「無料」が 744 件 (72.9%) と比較的高い比率となっている。

計画機関別では、国の機関及び独立行政法人では、「無料」の比率 80.0% 以上であり、高い比率となっている。一方、地方公共団体のうち都道府県・市では、「無料」は 70~90% と比率が高いものの、特別区・町・村においては、50.0~65.6% とやや比率

が低くなっている。

測量成果の使用に係る費用は、全体では、「公共基準点の場合」、「図面の場合」、「空中写真の場合」のいずれの場合も、「無料」の比率が高くなっている。

また、計画機関別では国の機関、独立行政法人、都道府県において「無料」の比率が高く、市・特別区・町・村においては、やや「無料」の比率が低い傾向が見られる。

(2) 複製又は使用の申請件数 【Q15】

公共測量成果（公共基準点及び図面等）の複製又は使用の年間の申請件数を集計した結果は、表-19のとおりである。なお、申請件数については、過去3年程度の平均とした。全体では、160,393件の申請件数があり、その中で件数の多い機関を見ると、市が91,715件で、申請を受け付けた機関数は627機関、1機関当たりの平均件数は146件の申請件数があった。

同様に計画機関別に見ると、法務省では23,270件、申請を受け付けた機関数は16機関、1機関当たり平均件数は1,454件、町では22,073件、申請を受け付けた機関数は357機関、1機関当たり平均件数は62件、特別区では20,226件、申請を受け付けた機関数は21機関、1機関当たりの平均件数は963件、村では、1,465件、申請を受け付けた機関数は64機関、1件当たりの平均件数は23件、都道府県では1,175件、申請を受け付けた機関数は116機関、1機関当たりの平均件数は10件と続き、他の機関は、極めて少数である。

全体の傾向としては、国の計画機関においては、法務省が際だって多い。また、地方公共団体においては、特に市・特別区・町の申請件数が多くなっている。

表-19 計画機関別 測量成果の複製又は使用の年間申請件数

計画機関	申請を受け付けた機関数	年間申請件数	1機関当たりの年間申請件数	
			平均	最大
内 閣 府	4	20	5	10
宮 内 庁	1	1	1	1
法 務 省	16	23,270	1,454	23,000
財 務 省	0	-	-	-
農 林 水 産 省	11	96	9	83
経 済 産 業 省	0	-	-	-
国 土 交 通 省	45	152	3	30
環 境 省	1	10	10	10
防 衛 省	2	4	2	3
都 道 府 県	116	1,175	10	150
市	627	91,715	146	12,000
特 別 区	21	20,226	963	7,170
町	357	22,073	62	5,635
村	64	1,465	23	199
独 立 行 政 法 人	26	186	7	50
計	1,291	160,393	124	23,000

(3) 大縮尺地図に対する提供依頼又は使用許可申請に対する対応状況 【Q16】

都市計画図等の大縮尺地図（1/1,000～1/5,000程度）を作成している計画機関に対し、ここ数年で、民間企業が整備・提供する地理空間情報の更新のために、都市計画図等の提供依頼や使用許可申請があった場合の対応状況について集計した結果は、表-20のとおりである。

表-20 計画機関別 都市計画図等の大縮尺地図の提供依頼、使用許可申請への対応状況

計画機関	区分	数値地図データのみ提供している		紙地図等（出力図やフィルム等を含む）のみ提供している		相手の要望に応じ、数値地図データ及び紙地図等を提供している		提供しなかった		計 件数 (件)
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		1	25.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	4
宮内庁		0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省		1	25.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	4
財務省		0	-	0	-	0	-	0	-	0
農林水産省		0	0.0	0	0.0	3	100.0	0	0.0	3
経済産業省		0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省		1	10.0	1	10.0	8	80.0	0	0.0	10
環境省		0	-	0	-	0	-	0	-	0
防衛省		0	-	0	-	0	-	0	-	0
都道府県		5	11.6	14	32.6	21	48.8	3	7.0	43
市		46	7.6	371	61.1	184	30.3	6	1.0	607
特別区		0	0.0	10	71.4	1	7.1	3	21.4	14
町		12	2.8	315	74.1	89	20.9	9	2.1	425
村		2	4.5	28	63.6	14	31.8	0	0.0	44
独立行政法人		0	0.0	5	50.0	3	30.0	2	20.0	10
計		68	5.8	746	64.1	327	28.1	23	2.0	1,164

全体では、1,164件の申請件数があり、「数値地図データのみ提供している」が68件（5.8%）、「紙地図等のみ提供している」が746件（64.1%）、「相手の要望に応じ、数値地図データ及び紙地図等を提供している」が327件（28.1%）、「提供しなかった」が23件（2.0%）となっており、提供の形態を問わなければ、全体として提供が着実に行われているものと推察される。なお、「提供しなかった」の集計にあたっては、「該当する成果なし、提供している、依頼なし」と回答した153件を除外している。

また、計画機関別では、「数値地図データのみ提供している」は、国の機関、地方公共団体及び独立行政法人においてはともに数件しかなく、件数が極めて少ない状況である。

「紙地図等のみ提供している」は、「都道府県」では比率が低い、その他の地方公共団体においては、60%～70%強の比率であり、提供が進んでいる。「相手の要望に応じ、数値地図データ及び紙地図等を提供している」「提供しなかった」ともに、国の機関が地方公共団体より比率が高くなっている。

3-7 発注

国土交通省では、公共事業の透明性を図るため、設計業務等の積算基準について紹介している。

また、電子納品に関する要領・基準について設計業務の成果品や、工事完成図書等の電子化に必要な、電子納品に関わる各種基準のデータも提供している。

ここでは発注に係わる積算基準の準用、製品仕様書の作成及び作成支援ツールの認知度の状況について取りまとめた。

(1) 国土交通省の積算基準の準用状況 【Q17】

国土交通省積算基準の準用状況について、計画機関別に集計した結果は、表-21 のとおりである。

表-21 計画機関別 国土交通省積算基準の準用状況

区分	準用している		準用していない（民間企業から見積を徴収する）		準用していない（独自の基準を持っている）		準用していない		計
	件数（件）	比率（％）	件数（件）	比率（％）	件数（件）	比率（％）	件数（件）	比率（％）	
内閣府	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	6	17.6	5	14.7	21	61.8	2	5.9	34
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
農林水産省	10	19.6	2	3.9	37	72.5	2	3.9	51
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	102	93.6	5	4.6	1	0.9	1	0.9	109
環境省	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4
防衛省	3	33.3	0	0.0	5	55.6	1	11.1	9
都道府県	180	61.2	26	8.8	74	25.2	14	4.8	294
市	548	63.0	237	27.2	35	4.0	50	5.7	870
特別区	22	81.5	2	7.4	1	3.7	2	7.4	27
町	383	63.1	160	26.4	28	4.6	36	5.9	607
村	73	62.4	25	21.4	8	6.8	11	9.4	117
独立行政法人	21	26.3	3	3.8	55	68.8	1	1.3	80
計	1,361	61.5	465	21.0	265	12.0	121	5.5	2,212

全体では、回答件数 2,212 件に対し、「準用している」が 1,361 件（61.5%）で、過半数以上の機関は国土交通省積算基準を準用して積算を行っていることになる。

この結果、「準用していない」は、851 件（38.5%）となるが、そのうち「民間企業からの見積を徴収する」が 465 件（21.0%）で、やや大きな比率となっている。「独自の基準を持っている」は、265 件（12.0%）の低い比率に止まっている。

なお、「準用していない」理由を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. (社) 全国国土調査協会の積算基準を使用 38.8%
2. 該当する省庁の積算基準を準用 26.9%
3. 民間の見積もりと併用 16.4%
4. 国交省の積算基準の存在を知らなかった 9.0%
5. 民間の見積もりのみ 6.0%

6. その他（特殊な事業のため等） 2.9%

なお、「不明」、「公共測量を実施していない」の理由については除外した。

（2）製品仕様書の作成状況 【Q18】

製品仕様書の作成状況について、計画機関別に集計した結果は、表-22 のとおりである。

表-22 計画機関別 製品仕様書の作成状況

計画機関	製品仕様書例を参考に自らの機関で作成している		製品仕様書エディタを利用して自らの機関で作成している		測量作業機関に委託している		わからない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	2	33.3	1	16.7	2	33.3	1	16.7	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
法務省	14	40.0	4	11.4	10	28.6	7	20.0	35
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2
農林水産省	15	34.9	1	2.3	5	11.6	22	51.2	43
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
国土交通省	28	32.6	5	5.8	30	34.9	23	26.7	86
環境省	1	25.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	4
防衛省	2	33.3	0	0.0	0	0.0	4	66.7	6
都道府県	67	28.4	9	3.8	70	29.7	90	38.1	236
市	188	27.5	21	3.1	260	38.0	215	31.4	684
特別区	10	41.7	1	4.2	8	33.3	5	20.8	24
町	81	18.8	8	1.9	115	26.7	227	52.7	431
村	16	22.9	0	0.0	13	18.6	41	58.6	70
独立行政法人	43	64.2	0	0.0	10	14.9	14	20.9	67
計	467	27.5	50	2.9	525	31.0	654	38.6	1,696

全体では、回答件数 1,696 件に対し、「自らの機関で作成している」が 467 件（27.5%）で、「測量作業機関に委託している」が 525 件（31.0%）でほぼ同じ比率となっている。

なお、「製品仕様書を自らの機関で作成しない」理由を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 委託業務に含めているため 30.9%
2. 専門的知識が乏しいため 30.1%
3. 測量作業機関の方が精通しているため 9.5%
4. 内容が難しい 6.4%
5. 業務の効率化のため 6.1%
6. ノウハウがないため 4.5%
7. 職員不足のため 3.6%
8. 支援ツールの存在を知らなかったため 2.2%
9. その他 6.7%

集約、分類された項目毎の特筆すべき意見は、次のとおりである。

1. 委託業務に含めているため

- ・より専門的な技術を有する機関へ委託し、精度の高い資料を作成するため。
 - ・製品仕様書については業務計画書の製品仕様についての記載と同様な記載となることから、測量作業機関に委託している。
2. 専門的知識が乏しいため
 - ・データ内容及び構造が複雑で作成できない
 - ・作成にあたっては、専門的な知識を必要とするから
 - ・測量に関する専門用語で要求されることが多いため、不慣れで自ら作成することが困難なため。
 3. 測量作業機関の方が精通しているため
 - ・作業者が自ら作成することで、ミスの軽減につながると考えられる。
 - ・詳細な測量計画は委託業務の中の作業計画により作成費用を計上している。また、受託者が決まらないと記述できない項目があるため。
 4. 内容が難しい
 - ・作成するに際しては、高度な技術が必要となるため対応できない。
 - ・内容が専門的で、自らの作成は困難なため。
 5. 業務の効率化のため
 - ・業務量軽減のため、外部委託可能な業務は委託を行っているため。
 - ・測量のプロに作成を依頼することで、時間、経費の削減となるため。
 6. ノウハウがないため
 - ・ノウハウがないため
 - ・製品仕様書を作成した経験が無いため。
 7. 職員不足のため
 - ・作業に係る人員（職員）を極力なくすため。人員不足。
 - ・人員確保が難しい
 8. 支援ツールの存在を知らなかったため
 - ・公共測量を行う件数が少なく、技術力を蓄積する前に人事異動をしてしまうため、見積依頼業者に頼ってしまうことが多い。
 - ・専門的であることと、支援サイトを知らないため。
 9. その他
 - ・具体的作業方法については請負者との協議により変更が生じる場合があるため。
 - ・当部署で委託する測量が、製品仕様書例で示されている測量と異なるため。

(3) 製品仕様書作成支援ツール等の公開に関する認知度 【Q18】

国土地理院のホームページに製品仕様書例、製品仕様書作成支援ツールが公開されているが、公開の認知度について、計画機関別に集計した結果は、表-23のとおりである。

表-23 計画機関別 ホームページに公開されていることの認知度

計画機関	公開されていることを知らない		公開されていることを知っているが利用したことはない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	100.0	0	0.0	1
宮内庁	0	0.0	1	100.0	1
法務省	4	57.1	3	42.9	7
財務省	1	50.0	1	50.0	2
農林水産省	8	66.7	4	33.3	12
経済産業省	0	-	0	-	0
国土交通省	24	96.0	1	4.0	25
環境省	1	100.0	0	0.0	1
防衛省	4	100.0	0	0.0	4
都道府県	79	86.8	12	13.2	91
市	266	90.2	29	9.8	295
特別区	3	60.0	2	40.0	5
町	208	88.1	28	11.9	236
村	48	94.1	3	5.9	51
独立行政法人	6	75.0	2	25.0	8
計	653	88.4	86	11.6	739

製品仕様書例、製品仕様書作成支援ツールについて、「公開されていることを知らない」が653件(88.4%)あり、あまり知れわたっていないとはいえない状況である。

なお、「公開されていることを知らない」と回答のうち、公共測量を実施していないと回答したものは除外している。

「知らない」理由について集約、分類すると、次のとおりであった。

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 公開されていることを知らなかった | 38.7% |
| 2. 測量作業機関に委託しているため | 25.1% |
| 3. 製品仕様書での発注はしていない | 18.2% |
| 4. 県等の製品仕様書を利用しているため | 4.5% |
| 5. ホームページ自体を知らなかったため | 2.2% |
| 6. その他 | 11.3% |

なお、特筆すべき意見は、次のとおりである。

- ・ 公開されている事に対する情報がなかったため
- ・ 独自の様式を使用しているため
- ・ 毎年同様の公共測量を行っており、既に製品仕様書を作成している。それらの書き換えを行うほうが、作業が早く済むため。
- ・ 利用方法が分からないため

(4) 製品仕様書作成支援ツール等の利用者の感想 【Q18】

国土地理院のホームページに公開されている製品仕様書例、製品仕様書作成支援ツールを「利用したことのある」との回答者の感想は、次のとおりである。

- ・明瞭で分かりやすい。必要事項のほとんどが掲載されている。
- ・今回のアンケートで知り得た。

3-8 作業規程の準則

公共測量は、公共の利益を目的として実施されるものであり、その実施に当たっては、測量法の趣旨である測量の基準の統一を図り、重複を避けながら必要かつ十分な精度を確保するよう配慮しなければならない。そのため、測量法では次のように規定されている。

(作業規程)

第33条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公共測量は、前項の承認を得た作業規程に基づいて実施しなければならない。

(作業規程の準則)

第34条 国土交通大臣は、作業規程の準則を定めることができる。

公共測量は、実施される地域、測量規模、測量の目的、種類等が極めて多様であるが、作業規程の準則は、ほとんどすべての公共測量に対して、共通的に使用できるように構成されている。したがって、国土交通省を含め多くの地方公共団体等が実施するほとんどの公共測量に対して利用できるという汎用性、及び他の計画機関における作業規程のお手本になるという標準性も兼ね備えているものである。

(1) 作業規程の準則を準用するメリット 【Q19】

作業規程の準則を準用するメリットについて、計画機関別に集計した結果は、表-24のとおりである。

全体では、回答件数3,963件に対し、「準用するメリットがある」が3,777件(95.3%)となっており、「特にメリットを感じない」が164件(4.1%)と極めて低い比率となっている。なお、「その他」の集計にあたっては、「公共測量の該当なし」との回答18件を除外している。

次に準用するメリットの比率の大きい順に記述すると、「測量の正確さの確保」(29.2%)、「受注機関への説明・対応が容易」(27.0%)、「新たな作業規程を作成する必要がない」(25.4%)、「効率的に作業がなされる」(13.7%)となる。

この結果については、多くの計画機関では専門的知識をもっていないため、独自に作業規程を作成することは難しいと考えられるが、準則を利用することで新たに作業規程を作成する必要がなくなること、また、公共測量を行う多くの作業機関が準則に基づく公共測量作業規程での測量を経験しており、発注の際に作業機関への説明・対応が容易になるば

かりか、実績があることから計画機関としても、より安心感を持って発注できるというメリットを享受していることにあると思われる。

表-24 計画機関別 作業規程の準則を準用するメリット

計画機関	各種測量が網羅的に規定されており、新たに独自の作業規程を検討して作成する必要がない		測量作業を受注する測量作業機関への説明・対応が容易である		作業規程どおりに実施させ、測量の正確さが確保できるため安心である		効率的に作業がなされるので安心である		特にメリットを感じない		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	5	38.5	4	30.8	3	23.1	1	7.7	0	0.0	0	0.0	13
宮内庁	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	4
法務省	13	21.7	18	30.0	19	31.7	7	11.7	0	0.0	3	5.0	60
財務省	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2
農林水産省	16	20.8	22	28.6	23	29.9	10	13.0	6	7.8	0	0.0	77
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	48	24.4	52	26.4	61	31.0	25	12.7	9	4.6	2	1.0	197
環境省	3	33.3	1	11.1	3	33.3	2	22.2	0	0.0	0	0.0	9
防衛省	2	16.7	5	41.7	3	25.0	0	0.0	2	16.7	0	0.0	12
都道府県	142	26.2	146	27.0	169	31.2	62	11.5	18	3.3	4	0.7	541
市	460	26.7	480	27.9	504	29.3	225	13.1	50	2.9	3	0.2	1,722
特別区	21	34.4	17	27.9	17	27.9	5	8.2	0	0.0	1	1.6	61
町	227	23.3	252	25.8	272	27.9	154	15.8	65	6.7	5	0.5	975
村	41	24.4	34	20.2	46	27.4	32	19.0	13	7.7	2	1.2	168
独立行政法人	29	23.8	39	32.0	33	27.0	18	14.8	1	0.8	2	1.6	122
計	1,008	25.4	1,071	27.0	1,156	29.2	542	13.7	164	4.1	22	0.6	3,963

なお、「その他」と回答した中には、次のような意見・要望等の記述があった。

- ・測量の専門家が内部にいないため、独自で作業規程を検討できない。
- ・測量に対する専門的な知識をもった職員がいなくても作業方法が指示できる。
- ・航空レーザ・プロファイラ測量の実施範囲図を統一的に表現できる規程も作成してほしい。
- ・作業規程変更に伴いDMコードが変更になった場合、過年度の変更修正が大変である。
- ・技術の進展に追いついていない場合があり、製品の品質が異なる場合がある。(本来目的としないが、有効に利用できる高さデータなど)

(2) 作業規程の準則を準用しない理由 【Q20】

作業規程の準則に基づく公共測量作業規程に変更又は制定しておらず、測量を実施している計画機関で、準用しない理由等について集計した結果は、表-25のとおりである。

なお、「その他」の集計にあたっては、「公共測量の該当なし」との回答 56 件を除外している。

全体では、回答件数 533 件に対し、「作業規程の準則の存在を知らなかった」が 193 件 (36.2%) あった。これらの計画機関は、公共測量についての認知度・理解度も極めて低いものと推察されるため、公共測量について周知を図る必要があり、そのうえで作業規程の必要性や準則を準用する手続き等についてきめ細かな指導が必要と考える。

毎年全国で開催している「公共測量説明会」や「公共測量担当者会議」において、担当者から計画機関の実務担当者へ知見や資料等が示され、相応の効果が上がっているものと

推察されるが、今後とも説明会等の場においては分かりやすい説明等に努める必要がある。

一方、「実施した測量精度が、作業規程の準則の精度まで必要とせず、公共測量に該当しないと判断した」が187件（35.1%）と比較的高い比率になっているが、他の回答結果から推察すると、公共測量そのものを正しく理解したうえでの回答結果かどうかは不明であり、大多数は公共測量に該当するものと思われる。

表一25 計画機関別 作業規程の準則を準用しない理由

計画機関	区分	作業規程の準則の存在を知らなかった		作業規程の準則を準用する手続きを知らなかった		実施した測量精度が、作業規程の準則の精度まで必要とせず、公共測量に該当しないと判断した		その他		計 件数 (件)
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		0	-	0	-	0	-	0	-	0
宮内庁		0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省		1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	2
財務省		1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	2
農林水産省		1	6.3	2	12.5	13	81.3	0	0.0	16
経済産業省		0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省		9	47.4	4	21.1	6	31.6	0	0.0	19
環境省		0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
防衛省		0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
都道府県		24	45.3	11	20.8	16	30.2	2	3.8	53
市		69	37.7	50	27.3	55	30.1	9	4.9	183
特別区		0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
町		65	32.3	55	27.4	77	38.3	4	2.0	201
村		20	43.5	10	21.7	15	32.6	1	2.2	46
独立行政法人		3	37.5	2	25.0	3	37.5	0	0.0	8
計		193	36.2	137	25.7	187	35.1	16	3.0	533

「その他」に記載された理由について集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 変更および廃止の手続きを怠ったため 31.2%
2. 変更手続きの必要性を知らなかったため 24.9%
 - ・変更必要時期を把握していなかった。
3. 継続中の作業で途中での変更による混乱を避けるため 6.3%
 - ・すでに事業をかなりすすめており、途中で変更することによる混乱をさけるため。
4. 手続き費用がかかるため 6.3%
5. その他 31.3%
 - ・準則には写測修正の記載がないため、古い作業規程を残しておく必要があった。
 - ・MMSの作業マニュアルを定めており、それとの整合をとるため、現在整理中。

(3) 公共測量作業規程のウェブサイトの感想等 【Q21】

公共測量の説明会等に参加したことがない方又は作業規程の準則を知らない方を対象に、国土地理院のウェブサイトで準則及び「公共測量作業規程を定める手続き」について閲覧していただき、その感想等について回答を求めた。計画機関別に集計した結果は、表-26のとおりである。

全体では、回答件数 848 件であるが、「作業規程の必要性が理解できた」が 499 件 (58.8%)、「既に作業規程が定められていることがわかった」が 296 件 (34.9%)、「未制定であることがわかったので申請したい」が 24 件 (2.8%) を合わせると 819 件 (96.6%) が理解できたことになり、極めて理解度が高い感想となっている。

表-26 計画機関別 国土地理院公共測量ウェブサイトの感想等

計画機関	区分	作業規程の必要性が理解できた		当機関では既に作業規程が定められていることがわかった		当機関は未制定（又は未変更）であることがわかったので申請手続きをしたい		その他		計
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府		1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
宮内庁		0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省		2	33.3	4	66.7	0	0.0	0	0.0	6
財務省		2	40.0	2	40.0	0	0.0	1	20.0	5
農林水産省		21	72.4	7	24.1	0	0.0	1	3.4	29
経済産業省		0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2
国土交通省		26	83.9	5	16.1	0	0.0	0	0.0	31
環境省		0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
防衛省		1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	2
都道府県		71	65.1	34	31.2	1	0.9	3	2.8	109
市		181	58.4	116	37.4	6	1.9	7	2.3	310
特別区		1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	2
町		145	54.7	95	35.8	14	5.3	11	4.2	265
村		36	52.9	26	38.2	2	2.9	4	5.9	68
独立行政法人		12	70.6	5	29.4	0	0.0	0	0.0	17
計		499	58.8	296	34.9	24	2.8	29	3.4	848

閲覧後には、ほとんどの方に作業規程の必要性を理解していただいたが、その他の感想にあるように、専門用語が難解であることもわかった。

今後は、地方公共団体には専門家が少なく、担当者の異動も頻繁に行われていることを踏まえ、適切に Web に誘導する仕組みと、「作業規程の必要性が理解できた」と回答した計画機関につき、引き続き地道な啓発活動が必要である。

「その他」の感想等を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 専門用語が多く、理解できなかった。 38.5%
 - ・測量の専門員がいないので内容があまりわからない。
 - ・小さな自治体は「公共測量担当部署」がなく、基準・制度等に精通した職員がいな
い。また、内容が専門的かつ制度が複雑で理解が困難である。

- 2. 公共測量を実施していないので不要。 38.5%
 - ・道路補修を行っている課であるため、測量業務は行っていない。
 - ・公共測量を行った実績がないため、回答不能。
- 3. 公共測量を行うことがあったら利用したい。 11.5%
 - ・将来的には利用したい。
 - ・今後公共測量を行う場合、規程の変更が必要であるとわかった。
- 4. 参考になった。 7.7%
 - ・測量は、民間事業者に委託しているため知らなかったなので、参考になった。
- 5. 測量業務委託標準仕様書により実施しているため不要。 3.8%
 - ・測量業務委託標準仕様書により実施。

前述の(1)作業規程の準則を準用するメリット (2)作業規程の準則を準用しない理由 (3)公共測量ウェブサイトの感想等を、実効性のある公共測量行政の推進の観点から全体的に見ると、公共測量についての認知度の向上、作業規程の必要性の理解・認識の向上につぎと考えると考えられる。

3-9 基盤地図情報

「基盤地図情報」とは、電子地図における位置の基準となる情報であるが、この基盤地図情報と位置が同じになるように、地理空間情報（電子地図）を国や地方公共団体、民間事業者等の様々な関係者が整備することにより、それらの地理空間情報を正しくつなぎ合わせたり、重ね合わせたりすることができる。その結果、地理空間情報をより一層効率的に、高度に利用することが可能となる。

公共測量成果は、それぞれの測量目的で得られるものであるが、基盤地図情報と位置整合したうえで更新されることが、地理空間情報を高度に活用する社会の実現につながり、基盤地図情報の更新に不可欠なものである。

(1) 作業規程の準則における基盤地図情報の整備更新の認識について 【Q22】

作業規程の準則に、基盤地図情報の整備更新についての記載があることの認識の有無について、計画機関別及び都道府県別に集計した結果は、表-27、28のとおりである。

表-27 計画機関別 作業規程の準則における基盤地図情報の整備更新の認識

計画機関 区分	基盤地図情報の整備更新について記載されていることを知っている		基盤地図情報の整備更新について記載されていることを知らない		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	2	22.2	7	77.8	9
宮内庁	1	100.0	0	0.0	1
法務省	7	16.7	35	83.3	42
財務省	0	0.0	9	100.0	9
農林水産省	16	24.2	50	75.8	66
経済産業省	0	0.0	3	100.0	3
国土交通省	35	31.3	77	68.8	112
環境省	1	25.0	3	75.0	4
防衛省	2	22.2	7	77.8	9
都道府県	92	27.8	239	72.2	331
市	284	28.1	725	71.9	1,009
特別区	9	32.1	19	67.9	28
町	171	24.9	517	75.1	688
村	24	15.8	128	84.2	152
独立行政法人	32	42.7	43	57.3	75
計	676	26.6	1,862	73.4	2,538

表-28 都道府県別 作業規程の準則における基盤地図情報の整備更新の認識

区分	基盤地図情報の整備更新について記載されていることを知っている		基盤地図情報の整備更新について記載されていることを知らない		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
都道府県					件数 (件)
北海道	80	29.7	189	70.3	269
青森県	6	16.2	31	83.8	37
岩手県	9	21.4	33	78.6	42
宮城県	15	27.8	39	72.2	54
秋田県	7	25.9	20	74.1	27
山形県	13	25.5	38	74.5	51
福島県	12	19.0	51	81.0	63
茨城県	8	20.0	32	80.0	40
栃木県	9	28.1	23	71.9	32
群馬県	17	28.8	42	71.2	59
埼玉県	21	21.2	78	78.8	99
千葉県	30	34.9	56	65.1	86
東京都	22	33.8	43	66.2	65
神奈川県	15	31.3	33	68.8	48
新潟県	21	44.7	26	55.3	47
富山県	4	28.6	10	71.4	14
石川県	5	17.2	24	82.8	29
福井県	8	33.3	16	66.7	24
山梨県	7	33.3	14	66.7	21
長野県	15	22.1	53	77.9	68
岐阜県	13	29.5	31	70.5	44
静岡県	7	14.3	42	85.7	49
愛知県	25	28.1	64	71.9	89
三重県	9	28.1	23	71.9	32
滋賀県	8	36.4	14	63.6	22
京都府	5	12.8	34	87.2	39
大阪府	18	38.3	29	61.7	47
兵庫県	15	34.9	28	65.1	43
奈良県	12	28.6	30	71.4	42
和歌山県	5	15.6	27	84.4	32
鳥取県	9	42.9	12	57.1	21
島根県	4	13.3	26	86.7	30
岡山県	10	31.3	22	68.8	32
広島県	10	21.3	37	78.7	47
山口県	16	39.0	25	61.0	41
徳島県	9	24.3	28	75.7	37
香川県	6	27.3	16	72.7	22
愛媛県	8	40.0	12	60.0	20
高知県	8	23.5	26	76.5	34
福岡県	15	23.4	49	76.6	64
佐賀県	5	25.0	15	75.0	20
長崎県	5	14.7	29	85.3	34
熊本県	8	19.5	33	80.5	41
大分県	5	26.3	14	73.7	19
宮崎県	5	14.7	29	85.3	34
鹿児島県	9	20.0	36	80.0	45
沖縄県	7	13.2	46	86.8	53
計	580	26.3	1,628	73.7	2,208

全体では、計画機関別及び都道府県別ともほぼ比率が同じであり、「知っている」約26%、「知らない」約74%という結果である。

公共測量を発注するにあたり、公共測量作業規程として作業規程の準則を準用しているものの、規程の詳しい中身までは理解しておらず、基盤地図情報の認知度も低いことが要因と思われる。

(2) 基盤地図情報の業務での利用状況 【Q23】

基盤地図情報の業務での利用状況について、計画機関別に集計した結果は、表-29のとおりである。

表-29 計画機関別 「基盤地図情報」の業務での利用状況

計画機関	現在利用しており、 今後も利用する予定 である		現在利用している が、今後は利用する 予定がない		現在利用していない が、今後は利用する 予定である		現在利用しておら ず、今後も利用する 予定はない		わからない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	2	22.2	2	22.2	5	55.6	9
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
法務省	2	4.9	0	0.0	2	4.9	20	48.8	17	41.5	41
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	37.5	5	62.5	8
農林水産省	3	4.5	0	0.0	6	9.0	20	29.9	38	56.7	67
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	66.7	1	33.3	3
国土交通省	21	18.8	0	0.0	14	12.5	24	21.4	53	47.3	112
環境省	1	25.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	4
防衛省	0	0.0	0	0.0	1	11.1	4	44.4	4	44.4	9
都道府県	39	11.5	1	0.3	65	19.2	79	23.4	154	45.6	338
市	123	12.1	1	0.1	119	11.7	364	35.8	409	40.3	1,016
特別区	4	14.3	0	0.0	1	3.6	14	50.0	9	32.1	28
町	54	7.8	1	0.1	117	17.0	194	28.1	324	47.0	690
村	10	6.5	0	0.0	18	11.8	38	24.8	87	56.9	153
独立行政法人	11	13.4	0	0.0	10	12.2	27	32.9	34	41.5	82
計	268	10.5	3	0.1	355	13.9	793	31.0	1,142	44.6	2,561

この結果で、「わからない」を除いて、今後の予定を含めて「利用する」、「利用しない」に分けると「利用する」43.9%、「利用しない」56.1%となる。

昨今、防災・災害対応の整備が緊急となっており、全庁が位置情報を共有化することにより、的確で迅速な対応を可能にすることができることから、積極的に利用の啓発を図っていく必要がある。

(3) 基盤地図情報の業務での利用内容 【Q24】

基盤地図情報の業務での利用内容について、計画機関別に集計した結果は、表-30のとおりである。

表-30 計画機関別 基盤地図情報の利用内容

計画機関	法定図書の作成に利用		GISに利用		防災・災害対応に利用		その他		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	2
宮内庁	0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0	4
財務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
農林水産省	2	18.2	4	36.4	2	18.2	3	27.3	11
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	5	12.2	11	26.8	21	51.2	4	9.8	41
環境省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
防衛省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
都道府県	24	20.5	40	34.2	39	33.3	14	12.0	117
市	69	20.7	153	45.9	87	26.1	24	7.2	333
特別区	1	12.5	4	50.0	2	25.0	1	12.5	8
町	39	18.0	79	36.4	88	40.6	11	5.1	217
村	5	12.8	12	30.8	16	41.0	6	15.4	39
独立行政法人	3	18.8	3	18.8	5	31.3	5	31.3	16
計	149	18.9	308	39.0	262	33.2	71	9.0	790

国の計画機関は、所掌業務によって利用の比率が大きく異なるが、地方公共団体は総合的に行政を行うことの必要性から「GISに利用」と「防災・災害対応に利用」がほぼ同等の比率になっている。

利用している計画機関での具体的な利用事例を分類すると、次のとおりである。

1. 道路・河川等関連業務

- ・道路台帳の整備・管理に利用
- ・道路整備時の沿道・周辺状況の把握等に利用
- ・道路計画や事務に利用
- ・今後の発注事業（道路・河川等）の工事箇所情報を得る等に利用
- ・河川計画及び河川管理に利用
- ・設計図書の作成において位置図として利用
- ・都市計画基礎調査に利用
- ・地図作成作業に利用
- ・測量実施状況の確認に利用
- ・三角点等の確認の為
- ・工事発注等に利用
- ・基準点の場所の確認に利用
- ・ダム堆砂測量結果図への利用
- ・発掘調査に利用

2. 用地不動産関連業務
 - ・登記事務に利用
 - ・用地丈量測量に利用
 - ・不動産登記法第 14 条地図作成作業に利用
 - ・地籍調査に利用
3. 一般事務関連業務
 - ・統合型GISシステムに利用
 - ・標高検索に利用
 - ・通常事務検討作業、庁内説明資料作成に利用
 - ・行政資料の作成で利用
 - ・事業計画時に利用
 - ・図書の作成
 - ・広報誌等の基図等に利用
 - ・現場説明書の位置図等
 - ・県のGISに利用
 - ・各種届出書類のデータ管理に利用
 - ・位置確認（座標等）に利用
 - ・位置図作成等に利用
 - ・案内図に利用
 - ・各種計画に利用
 - ・ホームページやパンフレット等への活用の検討

3-10 電子納品

電子納品の目的は、公共事業の各事業段階で利用している資料を電子化し、共有・再利用することで、事業執行の効率化、品質の向上、ペーパーレス、省スペースを実現するものである。

電子納品は、図面、写真等の成果品を電子データで提出することを義務付けるものであり、業務（調査・設計）及び、工事等の国土交通省が発注する公共事業は、平成 16 年度から全ての事業を対象としている。

（1）測量成果の電子納品状況 【Q25】

ここ 2～3 年で公共測量成果を電子納品させている、又はさせたことがある場合の、測量成果の電子納品状況について、計画機関別に集計した結果は、表-31 のとおりである。

表-31 計画機関別 測量成果の電子納品状況

計画機関	区分	国土交通省の電子納品要領に準拠した要領により納品させている		独自に定めた電子納品要領により納品させている		特に要領は定めていないが電子納品させている		計
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		5	71.4	2	28.6	0	0.0	7
宮内庁		1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省		5	18.5	15	55.6	7	25.9	27
財務省		0	-	0	-	0	-	0
農林水産省		5	13.2	30	78.9	3	7.9	38
経済産業省		0	-	0	-	0	-	0
国土交通省		100	100.0	0	0.0	0	0.0	100
環境省		2	66.7	0	0.0	1	33.3	3
防衛省		4	50.0	0	0.0	4	50.0	8
都道府県		168	58.9	95	33.3	22	7.7	285
市		249	39.5	80	12.7	301	47.8	630
特別区		16	59.3	6	22.2	5	18.5	27
町		93	31.7	21	7.2	179	61.1	293
村		8	18.2	3	6.8	33	75.0	44
独立行政法人		49	73.1	15	22.4	3	4.5	67
計		705	46.1	267	17.5	558	36.5	1,530

電子データの利点の一つとして、簡単に他の用途に利活用できることが挙げられるが、そのためには、各種資料や成果品が取りまとめられて納品される電子納品成果が、他でも利用し易いようになっていることが重要である。

電子納品の状況は、全体の件数は、1,530件であり、前回調査と納品状況の区分が異なるために一律には比較はできないが、前回調査における「電子媒体のみ」「電子媒体と紙を納品させている」の合計件数は1,496件であり、ほとんど状況は変わっていない。

なお、電子納品の導入は、都道府県及び政令指定都市ではほぼ達成されており、中核都市では実施が伸び悩んでいる（地方公共団体におけるCALA/EC動向（第6回調査 H23.9時点）出典：JACICのホームページより）との報告されている。

（2）測量成果の電子納品のメリット・感想等 【Q26】

測量成果の電子納品のメリット・感想等について、計画機関別に集計した。なお、「その他」の集計にあたっては、「公共測量に該当なし」との回答3件を除外している。

公共測量成果を「電子納品させている」又は「させたことがある」に限定し、メリットについて計画機関別に集計した結果は、表-32のとおりである。

表-32 計画機関別 測量成果の電子納品のメリット

区分 計画機関	成果品の整理が容易である		成果品の格納、保管等のスペースを取らない		成果品の受け渡しが容易である		電子データのため簡単に他の用途に利活用でき、便利である		電子納品のメリットを感じなかった		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	4	25.0	5	31.3	3	18.8	4	25.0	0	0.0	0	0.0	16
宮内庁	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	4
法務省	15	32.6	10	21.7	9	19.6	9	19.6	1	2.2	2	4.3	46
財務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
農林水産省	27	29.0	23	24.7	17	18.3	25	26.9	1	1.1	0	0.0	93
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	65	26.1	57	22.9	59	23.7	65	26.1	2	0.8	1	0.4	249
環境省	2	40.0	1	20.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5
防衛省	3	17.6	5	29.4	2	11.8	5	29.4	2	11.8	0	0.0	17
都道府県	125	21.6	151	26.1	126	21.8	150	25.9	22	3.8	5	0.9	579
市	366	24.7	378	25.5	334	22.5	386	26.0	12	0.8	8	0.5	1,484
特別区	17	28.3	15	25.0	13	21.7	13	21.7	2	3.3	0	0.0	60
町	163	25.6	153	24.0	122	19.2	189	29.7	10	1.6	0	0.0	637
村	32	32.0	22	22.0	21	21.0	25	25.0	0	0.0	0	0.0	100
独立行政法人	41	25.3	39	24.1	37	22.8	40	24.7	3	1.9	2	1.2	162
計	861	24.9	860	24.9	746	21.6	912	26.4	55	1.6	18	0.5	3,452

全体での結果は、「電子データのため簡単に他の用途に利活用でき、便利である」が26.4%と最も高く、また、調査結果より電子データの利点を十分に理解していると推察される。なお、「その他」の集計にあたっては、「公共測量の該当なし」との回答3件を除外している。回答件数の多い国土交通省、都道府県、市、町、村においては、「電子納品のメリットを感じなかった」の比率が極めて低いことが特徴として挙げられる。

今後は電子納品された成果の利活用例、利活用方法等を重点的にアナウンスすることで、一層の理解が進めば、利用はさらに向上していくものと期待される。

「その他」の記述回答の測量成果の電子納品のメリット・感想等について分類すると、次のとおりである。

1. メリットがある

- ・不動産登記法に基づき電子地図を備え付けるために活用している。
- ・電子納品がむしろ標準（当然のこと）だと認識している。
- ・成果を確実に保管できる。
- ・メリットも大きいですが、容易に目的外使用も可能となり、危険もある。

2. メリットがない

- ・紙ベース及び電子データで納品しているが、システムに入らないデータがある。（課税課～農政課）
- ・紙ベースと合わせて電子データでも納品されている、電子データはバックアップ的なものと考えている。
- ・紙ベースでの成果品も別途納品させているので、回答項目のようなメリットは感じなかった。
- ・国土地理院への成果の提出用であり、自分としてはメリットを感じていない。
- ・よりビジュアル化した方が利用しやすい。
- ・フォルダ（英語）分けが細か過ぎてどこに何が入っているか分かり難い。

（3）測量成果を電子納品させたことがない理由 【Q27】

ここ2～3年で公共測量成果を電子納品させたことがない理由について、計画機関別に集計した結果は、表-33のとおりである。なお、「その他」の集計にあたっては、「該当なし、独自規定で電子納品した等」の回答142件を除外している。

ただし、公共測量かどうかにかかわらず回答されていることから、表-34のとおり、平成23年度に公共測量の届出があった計画機関に絞り込んで集計した。

表一33 計画機関別 測量成果を電子納品させたことがない理由

区分 計画機関	電子納品のメリット や必要性を感じない		国土交通省で電子納 品要領を定めている ことを知らず、要領 を定めていない		国土交通省の電子納 品要領は知っている が、適用方法等がわ からないため、要領 を定めていない		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	0	-	0	-	0	-	0	-	0
宮内庁	0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省	0	0.0	5	41.7	5	41.7	2	16.7	12
財務省	1	33.3	2	66.7	0	0.0	0	0.0	3
農林水産省	1	33.3	0	0.0	1	33.3	1	33.3	3
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
防衛省	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	2
都道府県	15	50.0	4	13.3	7	23.3	4	13.3	30
市	60	25.6	79	33.8	80	34.2	15	6.4	234
特別区	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
町	76	24.2	89	28.3	128	40.8	21	6.7	314
村	23	28.8	29	36.3	27	33.8	1	1.3	80
独立行政法人	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	4
計	180	26.3	210	30.7	249	36.4	46	6.7	685

表一34 計画機関別 測量成果を電子納品させたことがない理由（公共測量の届出あり）

区分 計画機関	電子納品のメリット や必要性を感じない		国土交通省で電子納 品要領を定めている ことを知らず、要領 を定めていない		国土交通省の電子納 品要領は知っている が、適用方法等がわ からないため、要領 を定めていない		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	0	-	0	-	0	-	0	-	0
宮内庁	0	-	0	-	0	-	0	-	0
法務省	0	0.0	4	57.1	3	42.9	0	0.0	7
財務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
農林水産省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
環境省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
防衛省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
都道府県	15	50.0	4	13.3	7	23.3	4	13.3	30
市	32	26.2	42	34.4	39	32.0	9	7.4	122
特別区	0	-	0	-	0	-	0	-	0
町	7	12.5	18	32.1	28	50.0	3	5.4	56
村	5	38.5	5	38.5	3	23.1	0	0.0	13
独立行政法人	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
計	61	26.4	73	31.6	81	35.1	16	6.9	231

「電子納品のメリットや必要性を感じない」は26.4%で、残りの約70%は電子納品についての検討が行われていないと思われる。

更なる改善を図るには、より具体的に電子納品の必要性を周知するとともに、国土交通省の電子納品要領及びその適用等について周知を図る必要がある。

「その他」の記述回答の測量成果を電子納品させたことがない理由や感想等について分類すると、次のとおりである。

1. 内部事情によるもの

- ・ 予算上での理由。
- ・ 空中写真のアナログ撮影を行っており、電子納品させるにはスキャンニング等の作業のために別途予算が必要となるため。
- ・ 必要性は感じるが電子納品が出来ない資料があるため。
- ・ 今まで公共測量実施計画書を提出しておらず、なお測量成果は紙ベースで納品しているため。
- ・ データはもらっているがまだ電子納品までは考えていない。
- ・ 基準点等測量成果所管部署（維持課）へは電子納品させているが、当部署への納品については特に定めていない。
- ・ 全体が電子納品されていないと意味をなさない。
- ・ 電子納品だけでは一覧性に欠け、停電時の参照に不安が残る。
- ・ 電子納品によるGIS等の活用ツールが整備できていない。
- ・ 納品成果を確認するためのCADソフトがないため。
- ・ 現在活用できるシステムや機会がない。
- ・ 電子納品を受け入れる体制が整っていない。
- ・ 内部使用するにあたり、電子納品に対応できていないため。
- ・ DMは情報量が膨大になる。
- ・ 電子納品が分からない。
- ・ まだすべての業者が対応できない。
- ・ 発注件数が少ないため。

2. 電子納品に必要性が感じられない

- ・ 測量成果を図面で公開する必要があるため。
- ・ 成果物があり、納品する必要が無い。
- ・ 従来の方法を踏襲。
- ・ 継続性のため。
- ・ 電子納品の場合はPDFでのデータ納品となるため活用性がなく、メリットを感じたことはない。
- ・ 必要がない。

3. 電子納品に対応できないと思っている

- ・ 独自の規定により納品させている。
- ・ 測量成果の取扱がない。
- ・ 測量成果については林野庁に寄託を行っている。寄託するにあたって電子納品の必

要性がないため。

- ・国土交通省の電子納品要領は知っているが、今までに電子納品したことがない
- ・県の規定で対象となっていない。

(4) 測量成果の電子納品が進んだ場合のメリット 【Q28】

測量成果の電子納品が進んだ場合のメリットについて、計画機関別に集計した結果は、表-35のとおりである。

表-35 計画機関別 測量成果の電子納品のメリット

計画機関	区分	他の公共測量への利活用が容易である		地理空間情報の効率的整備と相互利用が進む		整備した地理空間情報の更新に容易に利用でき便利である		わからない		その他		計 件数 (件)
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		6	60.0	2	20.0	1	10.0	1	10.0	0	0.0	10
宮内庁		1	33.3	1	33.3	1	33.3	0	0.0	0	0.0	3
法務省		25	47.2	10	18.9	6	11.3	12	22.6	0	0.0	53
財務省		0	0.0	1	14.3	0	0.0	6	85.7	0	0.0	7
農林水産省		43	45.7	21	22.3	17	18.1	13	13.8	0	0.0	94
経済産業省		0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2
国土交通省		86	48.0	39	21.8	44	24.6	10	5.6	0	0.0	179
環境省		3	42.9	2	28.6	1	14.3	1	14.3	0	0.0	7
防衛省		7	50.0	2	14.3	4	28.6	1	7.1	0	0.0	14
都道府県		234	46.2	100	19.7	105	20.7	66	13.0	2	0.4	507
市		649	40.2	413	25.6	351	21.8	196	12.2	4	0.2	1,613
特別区		16	39.0	9	22.0	8	19.5	8	19.5	0	0.0	41
町		397	38.6	221	21.5	216	21.0	195	19.0	0	0.0	1,029
村		71	35.1	36	17.8	32	15.8	62	30.7	1	0.5	202
独立行政法人		51	46.8	27	24.8	16	14.7	15	13.8	0	0.0	109
計		1,589	41.1	884	22.8	802	20.7	588	15.2	7	0.2	3,870

「メリットがある」との回答は約85%に達し、その中では「公共測量への利活用が容易である」が約4割を占めている。

次いで、「地理空間情報の効率的整備と相互利用が進む」が約20%、「整備した地理空間情報の更新に容易に利用でき便利である」が約20%で、合わせると4割強となる。

今後は、電子納品によって公共測量成果の利活用が図られ、多方面での利用が期待されること等を全面にPRし、普及・啓発を進める必要がある。

「その他」の記述回答の電子納品のメリット、活用・流通事例、意見等は、次のとおりである。

- ・電子納品されたデータの保管や二次的利用を考慮した管理が重要である。
- ・相互利用が進むことにより、効率的な事業立案、資料収集に利活用でき便利である。
- ・近隣市との地理情報上の整合が取れると考えられる。
- ・メリットだけでなくデメリットもあると思う。

- ・電子国土の利用をしないようセキュリティ管理者が制限しているため、業務に試験運用することもできない。

(5) CADデータを数値地形図データ(DM)に変換するニーズ 【Q29】

CADデータを数値地形図データ(DM)に変換するニーズについて、計画機関別に集計した結果は、表-36のとおりである。

表-36 計画機関別 CADデータを数値地形図データ(DM)に変換するニーズ

区分 計画機関	ある		どちらかといえばある		どちらかといえばない		ない		わからない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	2	25.0	1	12.5	2	25.0	1	12.5	2	25.0	8
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
法務省	7	16.7	2	4.8	5	11.9	14	33.3	14	33.3	42
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.5	7	87.5	8
農林水産省	6	9.2	11	16.9	8	12.3	6	9.2	34	52.3	65
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	66.7	1	33.3	3
国土交通省	26	23.2	17	15.2	14	12.5	14	12.5	41	36.6	112
環境省	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	4
防衛省	1	11.1	0	0.0	2	22.2	6	66.7	0	0.0	9
都道府県	49	14.6	40	11.9	35	10.4	41	12.2	171	50.9	336
市	128	12.7	170	16.9	112	11.1	190	18.8	408	40.5	1,008
特別区	8	28.6	3	10.7	4	14.3	5	17.9	8	28.6	28
町	69	9.9	108	15.5	77	11.1	144	20.7	298	42.8	696
村	15	9.7	24	15.5	13	8.4	24	15.5	79	51.0	155
独立行政法人	7	8.8	11	13.8	14	17.5	15	18.8	33	41.3	80
計	319	12.5	388	15.2	287	11.2	464	18.2	1,097	42.9	2,555

全体での結果は、「ある」と「どちらかといえばある」とで27.7%、「どちらかといえばない」と「ない」とで29.4%、「わからない」が42.9%であった。

この結果から、「わからない」の比率が比較的高い要因は、CADデータ、数値地形図データ(DM)について、用語としては知っているがCADデータを数値地形図データ(DM)に交換する必要性を計画機関の担当者が理解していないために、このように集計結果になったと思われる。

今後は、CADデータを数値地形図データ(DM)に変換するメリット、利用法等を明確にしていく必要がある。

(6) 数値地形図データ (DM) をCADデータに変換するニーズ 【Q30】

数値地形図データ (DM) をCADデータに変換するニーズについて、計画機関別に集計した結果は、表-37のとおりである。

表-37 計画機関別 数値地形図データ (DM) をCADデータに変換するニーズ

区分 計画機関	ある		どちらかといえ ばある		どちらかといえ ばない		ない		わからない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	3	37.5	1	12.5	1	12.5	1	12.5	2	25.0	8
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
法務省	7	16.7	5	11.9	5	11.9	13	31.0	12	28.6	42
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.5	7	87.5	8
農林水産省	9	13.8	14	21.5	5	7.7	5	7.7	32	49.2	65
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	2	66.7	3
国土交通省	45	39.8	18	15.9	9	8.0	6	5.3	35	31.0	113
環境省	1	25.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	4
防衛省	1	11.1	0	0.0	2	22.2	6	66.7	0	0.0	9
都道府県	73	21.6	48	14.2	19	5.6	39	11.5	159	47.0	338
市	237	23.4	205	20.2	60	5.9	140	13.8	371	36.6	1,013
特別区	11	39.3	2	7.1	2	7.1	4	14.3	9	32.1	28
町	91	13.1	117	16.8	56	8.0	137	19.7	295	42.4	696
村	12	7.7	28	18.1	13	8.4	22	14.2	80	51.6	155
独立行政法人	16	20.0	17	21.3	7	8.8	10	12.5	30	37.5	80
計	506	19.7	456	17.8	180	7.0	386	15.1	1,035	40.4	2,563

全体では、「ある」と「どちらかといえあればある」とで37.5%、「どちらかといえばない」と「ない」とで22.1%、「わからない」が40.4%であった。

この結果から、「わからない」の比率が比較的高いことから、(5)の場合と同様に、CAD、数値地形図データ (DM) についての認知度が低いことが窺える。また、たとえ認知していても、このニーズは、(6)のニーズよりやや高いものの、強く感じているとは思われない。

(5)の場合と同様に、まだニーズが少ないのは、変換するメリット、利用法等が不明であることからと思われ、今後はそれらを明確にしていく必要がある。

(7) 電子納品のデータファイルフォーマット 【Q3】

電子納品されたデータファイルのフォーマットについて、測量種別毎に集計した結果は、表-38のとおりである。

表-38 測量種別 データファイル形式

(単位：件)

測量種別 \ データファイル形式	DM	CAD	シェープ ファイル	PDF	汎用画像 フォーマット	その他	計
基準点測量	59	397	18	765	239	114	1,592
水準測量	12	42	5	77	18	13	167
路線測量	5	39	0	17	3	1	65
河川測量	0	1	0	1	0	0	2
用地測量	1	25	0	9	0	7	42
縦横断測量	0	1	0	0	0	0	1
復旧測量(基準点)	33	49	19	159	16	46	322
復旧測量(水準点)	6	0	0	13	2	8	29
その他の応用測量	0	0	0	0	0	0	0
モノクロ撮影(フィルム)	1	1	0	2	1	2	7
カラー撮影(フィルム)	4	7	1	7	16	9	44
空中三角測量	8	4	6	6	9	1	34
写測図化	2	2	0	1	0	1	6
写測修正	0	0	0	0	0	1	1
数値撮影(デジタル)	41	22	21	23	125	25	257
直接定位計算	0	0	0	0	1	0	1
同時調整	0	0	0	0	0	0	0
数値図化	196	92	65	62	38	8	461
数値図化(同時調整を含む)	28	8	8	12	33	16	105
現地測量(数値地形図作成)	15	37	6	28	1	14	101
修正測量	136	43	55	42	11	15	302
平板	1	1	0	2	1	0	5
平板・修正	2	20	0	0	0	0	22
地図編集	25	7	9	12	5	4	62
白地図等	0	0	0	0	0	0	0
写真図	2	0	0	2	4	1	9
写真地図作成(デジタルオルソ)	31	24	17	34	89	10	205
既成図数値化	46	17	23	7	3	4	100
座標変換	6	6	2	4	2	4	24
成果改算	1	2	1	2	0	0	6
地形図等成果の座標補正	15	1	7	2	0	0	25
基盤地図情報の作成	0	0	0	0	0	0	0
航空レーザ測量	10	9	0	6	5	2	32
その他	7	15	6	13	3	5	49
計	693	872	269	1,308	625	311	4,078

集計結果を見ると、各測量種別とも測量成果電子納品要領(案)に沿ったデータファイル形式で納品されている。

以下、回答件数の多い測量種別について、データファイル形式を見ると、基準点測量、水準測量、復旧測量(基準点)では、PDFの利用が最も多く、次いでCAD、汎用画像フォーマットでの作成が多い。なお、その他のデータファイル形式として、メタデータの

XMLファイル、成果数値データのテキストファイルで作成されている。

数値撮影（デジタル）では、汎用画像フォーマットが特に目立つものの、DM、PDF、CADで作成、写真地図作成（デジタルオルソ）では、汎用画像フォーマットが多いが、数値撮影と同様にDM、PDF、CADで作成されている。

数値図化、修正測量、既成図数値化では、従来から数値地形図データのためのデータファイル形式として広く利用されてきたDMが最も多く、その他にCAD、シェープファイル、PDFが測量種別の特性に応じてそれぞれのフォーマットで作成されている。

また、現地測量（数値地形図作成）や応用測量では、DMよりCADデータ形式が多くなっている。

3-11 世界測地系への対応状況

平成14年4月の改正測量法の施行に伴い、測量の基準が世界測地系となったことを受けて、公共測量成果の世界測地系への対応状況について、前回に引き続き調査した。

（1）公共基準点成果の対応状況 【Q31】

基準点成果の世界測地系への対応状況について、計画機関別に集計した結果は、表-39のとおりである。また、都道府県別に集計した結果は、表-40のとおりである。

なお、比率は、「該当する成果がない」「未回答」を除いた件数に対するそれぞれの回答区分毎に算出した。

全体では、「全て対応済み」が42.3%、「一部未対応」が33.2%で、合わせて75.5%を占め、着実に対応されているように窺える。しかし、一方で24.4%が「全て未対応」となっており、世界測地系に移行してから10年以上経過していることから、少なくない数値といえる。なお、都道府県別に集計した結果でも同様の傾向である。

回答件数の多い都道府県、市、町について見ると、「全て対応済み」「一部未対応」「全て未対応」の割合は、それぞれ1/3程度となっている。

都道府県別に集計した結果によると、「全て対応済み」については66.7%~25.0%、「一部未対応」については、53.3%~7.1%、「全て未対応」については、37.5%~6.7%となっており、対応状況の差が見られる。

表-39 計画機関別「世界測地系」の対応（基準点成果）

区分 計画機関	全て対応済み		一部未対応		全て未対応		該当する成果 がない	未回答	計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)			
内閣府	4	50.0	3	37.5	1	12.5	1	1	10
宮内庁	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0	1
法務省	21	52.5	7	17.5	12	30.0	2	6	48
財務省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	4	7	12
農林水産省	20	54.1	14	37.8	3	8.1	28	17	82
経済産業省	0	-	0	-	0	-	3	4	7
国土交通省	41	44.6	35	38.0	16	17.4	17	27	136
環境省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	3	0	4
防衛省	1	16.7	3	50.0	2	33.3	2	2	10
都道府県	73	31.1	100	42.6	62	26.4	81	108	424
市	318	46.4	226	33.0	141	20.6	258	275	1,218
特別区	13	61.9	6	28.6	2	9.5	6	1	28
町	190	39.4	141	29.3	151	31.3	175	137	794
村	47	49.0	25	26.0	24	25.0	51	39	186
独立行政法人	20	32.3	25	40.3	17	27.4	16	23	101
総計	748	42.3	587	33.2	432	24.4	647	647	3,061

表-40 都道府県別「世界測地系」の対応状況（基準点成果）

区分 都道府県名	全て対応済み		一部未対応		全て未対応		該当する成 果がない	未回答	計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	件数 (件)	件数 (件)
北海道	57	26.3	90	41.5	70	32.3	47	31	295
青森県	12	60.0	4	20.0	4	20.0	13	16	49
岩手県	11	35.5	15	48.4	5	16.1	10	11	52
宮城県	13	40.6	10	31.3	9	28.1	15	27	74
秋田県	6	25.0	9	37.5	9	37.5	6	6	36
山形県	11	34.4	9	28.1	12	37.5	16	12	60
福島県	15	37.5	12	30.0	13	32.5	17	20	77
茨城県	11	36.7	11	36.7	8	26.7	10	12	52
栃木県	11	55.0	5	25.0	4	20.0	11	8	39
群馬県	10	25.6	17	43.6	12	30.8	16	17	72
埼玉県	32	43.8	27	37.0	14	19.2	11	27	111
千葉県	22	37.3	22	37.3	15	25.4	24	15	98
東京都	34	66.7	10	19.6	7	13.7	14	8	73
神奈川県	17	47.2	13	36.1	6	16.7	8	16	60
新潟県	10	30.3	10	30.3	13	39.4	13	9	55
富山県	4	50.0	2	25.0	2	25.0	3	4	15
石川県	4	25.0	8	50.0	4	25.0	10	8	34
福井県	9	47.4	3	15.8	7	36.8	4	4	27
山梨県	8	57.1	5	35.7	1	7.1	6	8	28
長野県	25	54.3	8	17.4	13	28.3	19	12	77
岐阜県	17	58.6	6	20.7	6	20.7	13	6	48
静岡県	12	36.4	11	33.3	10	30.3	13	9	55
愛知県	28	48.3	13	22.4	17	29.3	27	17	102
三重県	9	40.9	8	36.4	5	22.7	9	8	39
滋賀県	7	41.2	7	41.2	3	17.6	5	6	28
京都府	6	26.1	10	43.5	7	30.4	12	11	46
大阪府	24	63.2	9	23.7	5	13.2	7	16	61
兵庫県	17	44.7	12	31.6	9	23.7	6	16	60
奈良県	11	40.7	10	37.0	6	22.2	11	15	53
和歌山県	13	65.0	2	10.0	5	25.0	9	18	47
鳥取県	6	40.0	8	53.3	1	6.7	5	6	26
島根県	9	47.4	6	31.6	4	21.1	10	7	36
岡山県	14	60.9	5	21.7	4	17.4	9	6	38
広島県	8	28.6	10	35.7	10	35.7	18	10	56
山口県	8	42.1	7	36.8	4	21.1	21	9	49
徳島県	10	50.0	8	40.0	2	10.0	12	18	50
香川県	8	53.3	4	26.7	3	20.0	8	1	24
愛媛県	7	41.2	6	35.3	4	23.5	4	4	25
高知県	11	78.6	1	7.1	2	14.3	19	5	38
福岡県	17	38.6	15	34.1	12	27.3	13	22	79
佐賀県	8	50.0	4	25.0	4	25.0	3	8	27
長崎県	8	40.0	7	35.0	5	25.0	9	10	39
熊本県	15	53.6	8	28.6	5	17.9	10	15	53
大分県	5	35.7	6	42.9	3	21.4	2	6	22
宮崎県	10	55.6	4	22.2	4	22.2	12	12	42
鹿児島県	16	50.0	11	34.4	5	15.6	13	8	53
沖縄県	15	46.9	10	31.3	7	21.9	18	20	70
総計	641	42.2	498	32.8	380	25.0	571	560	2,650

(2) 公共基準点成果の未対応の理由 【Q32】

基準点成果の世界測地系への未対応の理由について、計画機関別に集計した結果は、表-41のとおりである。

全体では、「当該測量成果の使用する際や更新時に変換しているため」が71.1%を占めていることから、予め変換を実施している計画機関は少ないと言える。また、「域内では日本測地系のままの方が都合よく、変換の必要性を感じない」が15.9%となっており、これらは今後とも期待できないものと推察される。

また、回答件数の多い計画機関について対応状況を見ると、その比率はほぼ同じ傾向となっている。

表-41 計画機関別 世界測地系未対応（一部も含む）の理由（基準点成果）

区分 計画機関	当該測量成果の使用する際や更新時に変換しているため		域内では日本測地系のままの方が都合がよく、変換の必要性を感じない		その他		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	3	75.0	0	0.0	1	25.0	4
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	14	70.0	3	15.0	3	15.0	20
財務省	0	-	0	-	0	-	0
農林水産省	14	82.4	1	5.9	2	11.8	17
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	42	82.4	8	15.7	1	2.0	51
環境省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
防衛省	5	83.3	1	16.7	0	0.0	6
都道府県	131	79.9	19	11.6	14	8.5	164
市	261	69.8	48	12.8	65	17.4	374
特別区	2	28.6	2	28.6	3	42.9	7
町	206	68.2	58	19.2	38	12.6	302
村	36	69.2	10	19.2	6	11.5	52
独立行政法人	26	59.1	16	36.4	2	4.5	44
総計	742	71.1	166	15.9	135	12.9	1,043

世界測地系への一部未対応、全て未対応の「その他」の理由を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 予算的な問題・・・26.6%
 - ・変換に多額の経費がかかるため(3,4級基準点)。また、境界点座標との整合から容易に変換ができない。
 - ・事業が完了しているため、費用の捻出を考えていない。
2. 必要性がない・・・24.2%
 - ・当該基準点は現在使用しておらず、今後も使用見込みがない。
 - ・世界測地系の要求等もなく、現在の整備状況で変換の必要性がないため。
3. 現在検討中・・・8.9%
 - ・世界測地系の導入を検討している。
 - ・施設の構造物相互の位置関係の把握のため独自座標系を使用しているが、大規模地

震・津波対策の観点から世界測地系への移行を検討している。

4. 現在進行中・・・8.1%
 - ・変換作業を進めているが手間がかかるためすべて終わっていない。
 - ・現在、地籍情報管理システム管理会社にて変換作業中。
5. 認識がなかった・・・4.0%
 - ・成果状況が分からないため。
 - ・世界測地に変換しなければならない事を知らなかった。
6. 今後使用する際に変換する・・・3.2%
 - ・未対応の公共基準点を使用する必要が生じた際に改測する予定。
 - ・土地区画整理事業地内のため、出来形確認測量の際に変換予定。
7. 全作業が完了した後変換する・・・3.2%
 - ・整備終了後世界測地に移行する考えである。
 - ・区画整理については換地処分の際に測量し直す予定のため。
8. 3、4級基準点は必要ないと考える・・・3.2%
 - ・3、4級基準点のうち使用頻度の低いものは、変換の労力・費用に効果が見合わない。
 - ・1級基準点等は変換しているが、末端の3、4級基準点は必要に応じて行っている。
9. 変換の要領が分からない・・・2.4%
 - ・変換の方法が分からない。
 - ・専門職員がいないため対応が困難。
10. パラメータ変換に疑問があるため・・・1.6%
 - ・変換時のズレ（現地復元）などもあるため、場所によって法務局と相談している。
 - ・パラメータ変換のみでは、精度が確保されているかの判断が困難と考えている。
11. 利用者に変換してもらおう・・・0.8%
12. その他・・・13.7%
 - ・変換の必要性は感じるが、現在は任意座標を使用。
 - ・平板測量で作図されたものを復元するための基準点であるため。(距離に誤差がでる)
 - ・平成14年度以前から事業に着手し仮換地指定も行っていたので、事業途中の変換による誤差を許容できなかったため。
 - ・測量成果に不備があるものや、公共測量の手続きがなされていない等の理由による。
 - ・測地系の数字に疑義があったため。
 - ・新規測量は対応しているが、既存データを用いる場合は誤差を考慮し対応しない。
 - ・都市再生街区基準点等との区分を明確にするため

以上の結果より、未対応の地方公共団体については、財政的に厳しい状況の中で、事業の実施における基準点の設置は必須であるが、事業が完了した後に利用予定が無い場合等の維持・管理は難しいものと推察され、利用の際に更新すれば良いとしている。

(3) 数値地図成果の対応状況 【Q33】

数値地図成果の世界測地系への対応状況について、計画機関別に集計した結果は、表-42のとおりである。また、都道府県別に集計した結果は、表-43のとおりである。

なお、比率は、「該当する成果がない」「未回答」を除いた件数に対するそれぞれの回答区分毎に算出した。

全体では、「全て対応済み」が44.3%、「一部未対応」が27.4%で、合わせて71.7%を占め、概ね対応されているように窺える。ただし、「全て未対応」が28.3%である。なお、都道府県別に集計した結果でも同様の傾向である。

回答件数の多い市について見ると、「全て対応済み」が46.7%、「一部未対応」が26.6%で、合わせると73.3%であり、また、町について見ると、「全て対応済み」が43.3%、「一部未対応」が23.5%で、合わせると66.8%となっており、対応が進んでいると思われる数値である。

表-42 計画機関別「世界測地系」の対応（数値地図成果）

区分 計画機関	全て対応済み		一部未対応		全て未対応		該当する成果 がない	未回答	計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	件数 (件)	件数 (件)
内閣府	2	50.0	1	25.0	1	25.0	2	4	10
宮内庁	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0	1
法務省	32	88.9	2	5.6	2	5.6	4	8	48
財務省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	4	7	12
農林水産省	12	54.5	8	36.4	2	9.1	38	22	82
経済産業省	0	-	0	-	0	-	3	4	7
国土交通省	26	37.1	30	42.9	14	20.0	30	36	136
環境省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	3	0	4
防衛省	0	0.0	3	75.0	1	25.0	4	2	10
都道府県	47	30.5	62	40.3	45	29.2	152	118	424
市	258	46.7	147	26.6	148	26.8	358	307	1,218
特別区	8	61.5	3	23.1	2	15.4	12	3	28
町	173	43.3	94	23.5	133	33.3	243	151	794
村	42	47.2	17	19.1	30	33.7	56	41	186
独立行政法人	14	36.8	11	28.9	13	34.2	36	27	101
総計	614	44.3	380	27.4	392	28.3	945	730	3,061

表-43 都道府県別「世界測地系」の対応状況（数値地図成果）

都道府県名	全て対応済み		一部未対応		全て未対応		該当する成果がない	未回答	計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)			
北海道	49	33.1	48	32.4	51	34.5	110	37	295
青森県	12	63.2	2	10.5	5	26.3	14	16	49
岩手県	11	40.7	10	37.0	6	22.2	9	16	52
宮城県	9	40.9	7	31.8	6	27.3	22	30	74
秋田県	4	23.5	5	29.4	8	47.1	13	6	36
山形県	14	43.8	7	21.9	11	34.4	16	12	60
福島県	9	29.0	10	32.3	12	38.7	24	22	77
茨城県	9	37.5	6	25.0	9	37.5	15	13	52
栃木県	9	47.4	3	15.8	7	36.8	12	8	39
群馬県	7	30.4	5	21.7	11	47.8	27	22	72
埼玉県	20	37.7	17	32.1	16	30.2	28	30	111
千葉県	21	55.3	8	21.1	9	23.7	43	17	98
東京都	19	55.9	6	17.6	9	26.5	28	11	73
神奈川県	12	42.9	9	32.1	7	25.0	17	15	60
新潟県	7	26.9	9	34.6	10	38.5	17	12	55
富山県	2	28.6	4	57.1	1	14.3	5	3	15
石川県	4	23.5	3	17.6	10	58.8	9	8	34
福井県	7	50.0	2	14.3	5	35.7	8	5	27
山梨県	7	63.6	3	27.3	1	9.1	8	9	28
長野県	22	52.4	8	19.0	12	28.6	22	13	77
岐阜県	19	59.4	5	15.6	8	25.0	8	8	48
静岡県	14	48.3	10	34.5	5	17.2	18	8	55
愛知県	17	34.7	14	28.6	18	36.7	35	18	102
三重県	4	23.5	5	29.4	8	47.1	14	8	39
滋賀県	7	43.8	6	37.5	3	18.8	5	7	28
京都府	6	25.0	9	37.5	9	37.5	12	10	46
大阪府	15	53.6	7	25.0	6	21.4	14	19	61
兵庫県	16	50.0	7	21.9	9	28.1	10	18	60
奈良県	14	66.7	2	9.5	5	23.8	16	16	53
和歌山県	9	60.0	3	20.0	3	20.0	13	19	47
鳥取県	3	30.0	6	60.0	1	10.0	9	7	26
島根県	8	40.0	7	35.0	5	25.0	7	9	36
岡山県	10	52.6	4	21.1	5	26.3	12	7	38
広島県	4	17.4	11	47.8	8	34.8	21	12	56
山口県	7	46.7	5	33.3	3	20.0	24	10	49
徳島県	10	55.6	5	27.8	3	16.7	12	20	50
香川県	6	60.0	2	20.0	2	20.0	11	3	24
愛媛県	8	53.3	3	20.0	4	26.7	5	5	25
高知県	9	75.0	2	16.7	1	8.3	20	6	38
福岡県	18	54.5	3	9.1	12	36.4	23	23	79
佐賀県	8	72.7	1	9.1	2	18.2	8	8	27
長崎県	9	56.3	4	25.0	3	18.8	13	10	39
熊本県	17	68.0	3	12.0	5	20.0	13	15	53
大分県	5	50.0	3	30.0	2	20.0	7	5	22
宮崎県	10	55.6	4	22.2	4	22.2	10	14	42
鹿児島県	13	46.4	9	32.1	6	21.4	17	8	53
沖縄県	8	25.8	11	35.5	12	38.7	17	22	70
総計	528	43.7	323	26.7	358	29.6	821	620	2,650

(4) 数値地図成果の未対応の理由 【Q34】

数値地図成果の世界測地系への未対応の理由について、計画機関別に集計した結果は、表-44のとおりである。

全体では、「当該測量成果の使用時に変換すれば良いものとしている」が61.9%を占めていることから、予め変換を実施している計画機関は少ないと言える。また、「位置関係把握の地図としての利用のため変換する必要なかった」が19.3%となっており、こちらは今後とも変換の期待できないものと推察される。

また、回答件数の多い計画機関について対応状況を見ると、その比率はほぼ同じ傾向となっている。

表-44 計画機関別 世界測地系未対応（一部も含む）の理由（数値地図成果）

計画機関	当該測量成果の使用時に 変換すれば良いものとして いる		今後、更新するため変換 の必要はない		位置関係把握の地図として の利用のため変換は必 要なかった		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	2
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	2	50.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	4
財務省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
農林水産省	9	60.0	1	6.7	5	33.3	0	0.0	15
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	35	76.1	6	13.0	3	6.5	2	4.3	46
環境省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
防衛省	4	80.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0	5
都道府県	89	75.4	9	7.6	16	13.6	4	3.4	118
市	172	52.4	54	16.5	66	20.1	36	11.0	328
特別区	3	50.0	0	0.0	1	16.7	2	33.3	6
町	168	65.1	17	6.6	50	19.4	23	8.9	258
村	34	65.4	4	7.7	12	23.1	2	3.8	52
独立行政法人	18	60.0	2	6.7	10	33.3	0	0.0	30
総計	537	61.9	93	10.7	167	19.3	70	8.1	867

世界測地系への一部未対応、全て未対応の「その他」の理由を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 必要性がない・・・27.0%
 - ・未対応成果の利用予定が無い。
 - ・該当する数値地図が無い。
2. 予算的な問題・・・19.0%
 - ・予算内で可能な限り、変換をする予定。
 - ・全て対応したいが、予算関係上、変換に至ってない。
3. 現在進行中・・・9.5%
 - ・測量成果の更新に併せ変換しているおり、更新していない測量成果があるため。
 - ・現在、申請中です。
4. 変換による誤差を懸念して・・・7.9%
 - ・変換による誤差を懸念しています。成果としてはその当時のものであると考えます。
 - ・日本測地系と世界測地径の区域境が有り、座標による違いが生じるので変換していない。

5. 利用者に変換してもらおう・・・・・・・・・・6.3%
 - ・測量成果を提供した業者には参考資料として提供しているため、必要に応じ自己変換するよう指示している。
6. 全作業が完了した後変換する・・・・・・・・・・6.3%
 - ・今後地籍測量を進めて整備が終了してから全部対応する予定のため。
 - ・その域内で途中変換すると、つじつまが合わない場合があるため。
7. 今後使用する際に変換する・・・・・・・・・・4.8%
 - ・地籍管理システムの更新の際に変換する。
 - ・今後、更新の予定あり。
8. 変換の要領が分からない・・・・・・・・・・3.2%
9. 現在検討中・・・・・・・・・・3.2%
 - ・数値情報化を考えていたため
 - ・資料の一括整理が出来ておらず、変換が適切に行われていない。
10. その他・・・・・・・・・・12.7%
 - ・他の測量成果との整合性から、変換が容易にできないため。
 - ・一部が数値データ化されていないため。

以上の結果より、数値地図成果についても、前述の基準点成果のとおり、未対応の地方公共団体にとっては、財政的に厳しい状況の中で、既存の数値地図成果の変換は難しいものと推察され、利用の際に更新すれば良いものとしている。

（５）紙地図成果の対応状況 【Q35】

紙地図成果の世界測地系への対応状況について、計画機関別に集計した結果は、表－45のとおりである。また、都道府県別に集計した結果は、表－46のとおりである。

なお、比率は、「該当する成果がない」「未回答」を除いた件数に対するそれぞれの回答区分毎に算出した。

全体では、「全て対応済み」が27.6%、「一部未対応」が26.0%で、合わせて53.6%を占め、「全て未対応」が46.6%となっており、対応状況は、基準点成果や数値地図成果の対応状況と比べると、低率となっている。なお、都道府県別に集計した結果でも同様の傾向である。

回答件数の多い市について見ると、「全て対応済み」が31.6%、「一部未対応」が27.0%で、合わせると58.6%であり、また、町について見ると、「全て対応済み」が27.4%、「一部未対応」が18.2%で、合わせると45.6%となっており、数値から推察すると対応が進んでいるとは言い難い数値である。

表-45 計画機関別「世界測地系」の対応（紙地図成果）

区分 計画機関	全て対応済み		一部未対応		全て未対応		該当する成果 がない	未回答	計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)			
内閣府	2	50.0	0	0.0	2	50.0	4	2	10
宮内庁	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0	1
法務省	26	78.8	2	6.1	5	15.2	8	7	48
財務省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	4	7	12
農林水産省	3	10.7	12	42.9	13	46.4	32	22	82
経済産業省	0	-	0	-	0	-	3	4	7
国土交通省	12	17.4	25	36.2	32	46.4	30	37	136
環境省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	3	0	4
防衛省	1	20.0	3	60.0	1	20.0	3	2	10
都道府県	32	16.8	77	40.5	81	42.6	118	116	424
市	198	31.6	169	27.0	259	41.4	294	298	1,218
特別区	3	16.7	7	38.9	8	44.4	8	2	28
町	128	27.4	85	18.2	255	54.5	171	155	794
村	22	25.0	18	20.5	48	54.5	54	44	186
独立行政法人	9	19.6	10	21.7	27	58.7	29	26	101
総計	436	27.6	410	26.0	732	46.4	761	722	3,061

表-46 都道府県別「世界測地系」の対応状況（紙地図成果）

区分 都道府県名	全て対応済み		一部未対応		全て未対応		該当する成 果がない	未回答	計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)			
北海道	38	19.7	69	35.8	86	44.6	62	40	295
青森県	9	40.9	5	22.7	8	36.4	11	16	49
岩手県	3	12.0	10	40.0	12	48.0	11	16	52
宮城県	9	33.3	7	25.9	11	40.7	18	29	74
秋田県	1	5.3	3	15.8	15	78.9	10	7	36
山形県	4	11.1	11	30.6	21	58.3	12	12	60
福島県	8	21.1	8	21.1	22	57.9	17	22	77
茨城県	2	7.7	6	23.1	18	69.2	12	14	52
栃木県	7	33.3	3	14.3	11	52.4	11	7	39
群馬県	8	27.6	6	20.7	15	51.7	20	23	72
埼玉県	15	25.0	20	33.3	25	41.7	23	28	111
千葉県	20	41.7	7	14.6	21	43.8	30	20	98
東京都	9	23.1	16	41.0	14	35.9	25	9	73
神奈川県	13	38.2	10	29.4	11	32.4	11	15	60
新潟県	7	24.1	3	10.3	19	65.5	15	11	55
富山県	3	33.3	4	44.4	2	22.2	4	2	15
石川県	3	17.6	6	35.3	8	47.1	8	9	34
福井県	6	31.6	2	10.5	11	57.9	4	4	27
山梨県	4	33.3	5	41.7	3	25.0	7	9	28
長野県	20	40.8	10	20.4	19	38.8	19	9	77
岐阜県	10	37.0	6	22.2	11	40.7	12	9	48
静岡県	10	31.3	11	34.4	11	34.4	13	10	55
愛知県	14	24.6	11	19.3	32	56.1	30	15	102
三重県	8	38.1	2	9.5	11	52.4	10	8	39
滋賀県	5	27.8	7	38.9	6	33.3	4	6	28
京都府	6	20.7	9	31.0	14	48.3	8	9	46
大阪府	10	31.3	10	31.3	12	37.5	11	18	61
兵庫県	9	31.0	6	20.7	14	48.3	12	19	60
奈良県	12	48.0	1	4.0	12	48.0	14	14	53
和歌山県	6	33.3	3	16.7	9	50.0	10	19	47
鳥取県	6	46.2	3	23.1	4	30.8	6	7	26
島根県	3	17.6	5	29.4	9	52.9	11	8	36
岡山県	13	56.5	4	17.4	6	26.1	9	6	38
広島県	5	17.2	7	24.1	17	58.6	15	12	56
山口県	5	21.7	7	30.4	11	47.8	17	9	49
徳島県	5	25.0	4	20.0	11	55.0	11	19	50
香川県	1	10.0	3	30.0	6	60.0	11	3	24
愛媛県	5	27.8	6	33.3	7	38.9	3	4	25
高知県	7	46.7	1	6.7	7	46.7	17	6	38
福岡県	10	29.4	6	17.6	18	52.9	19	26	79
佐賀県	3	23.1	1	7.7	9	69.2	6	8	27
長崎県	4	22.2	5	27.8	9	50.0	10	11	39
熊本県	12	44.4	3	11.1	12	44.4	12	14	53
大分県	4	33.3	4	33.3	4	33.3	5	5	22
宮崎県	4	25.0	4	25.0	8	50.0	11	15	42
鹿児島県	10	32.3	7	22.6	14	45.2	14	8	53
沖縄県	7	22.6	9	29.0	15	48.4	14	25	70
総計	383	27.6	356	25.6	651	46.8	645	615	2,650

(6) 紙地図成果の未対応の理由 【Q36】

紙地図成果の世界測地系への未対応の理由について、計画機関別に集計した結果は、表-47のとおりである。

全体では、「当該測量成果の使用時に変換すれば良いものとしている」が53.1%を占めていることから、予め変換を実施している計画機関は少ないと言える。また、「位置関係把握の地図としての利用のため変換する必要なかった」が26.5%となっており、こちらは今後とも変換の期待できないものと推察される。

また、回答件数の多い計画機関について対応状況を見ると、その比率はほぼ同じ傾向となっている。

表-47 計画機関別 世界測地系未対応（一部も含む）の理由（紙地図成果）

計画機関	当該測量成果の使用時に 変換すれば良いものとして いる		今後、更新するため変換 の必要はない		位置関係把握の地図として の利用のため変換は必 要なかった		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	4	50.0	0	0.0	3	37.5	1	12.5	8
財務省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
農林水産省	16	59.3	5	18.5	6	22.2	0	0.0	27
経済産業省	0	-	0	-	0	-	0	-	0
国土交通省	38	58.5	9	13.8	14	21.5	4	6.2	65
環境省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
防衛省	4	80.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0	5
都道府県	123	74.5	11	6.7	25	15.2	6	3.6	165
市	221	47.2	72	15.4	130	27.8	45	9.6	468
特別区	4	23.5	4	23.5	7	41.2	2	11.8	17
町	194	51.7	47	12.5	108	28.8	26	6.9	375
村	33	50.0	9	13.6	18	27.3	6	9.1	66
独立行政法人	18	46.2	5	12.8	16	41.0	0	0.0	39
総計	659	53.1	162	13.1	329	26.5	90	7.3	1,240

世界測地系への一部未対応、全て未対応の「その他」の理由を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 必要性がない・・・・・・・・・・25.7%
 - ・都市計画区域外は必要ないため。
 - ・原図はそのまま、数値情報化で電算内を変換している。
2. 予算的な問題・・・・・・・・・・21.6%
 - ・予算等確保しながらデータ化と併せ随時変換作業を行っている。
 - ・参考図の範疇であるため費用負担に対するメリットが薄い。
3. 成果が古いため・・・・・・・・・・12.2%
 - ・デジタル化を進めているため。
 - ・システムのみ更新、紙ベースについては、当時の成果として保存。
4. 現在進行中・・・・・・・・・・8.1%
 - ・平成24年度 東日本大震災の地殻変動に伴う国土調査成果補正業務として実施中。
5. 今後使用する際に変換する・・・・・・・・・・6.8%

- ・地籍管理システムの更新の際に変換する。
- 6. 変換による誤差を懸念して・・・・・・・・・・5.4%
 - ・変換することにより現地復元の誤差が大きくなるため。
 - ・平板読み取りとなるので、現地に復元した際に乖離が生ずる可能性がある。
- 7. 全作業が完了した後変換する・・・・・・・・・・4.1%
 - ・今後地籍測量を進めて整備が終了してから全部対応する予定のため。
 - ・区画整理事業の出来形測量後、変換予定。
- 8. 認識がなかった・・・・・・・・・・4.1%
 - ・知らないため。
 - ・専門職員がいないため対応が困難。
- 9. 現在検討中・・・・・・・・・・4.1%
 - ・世界測地系の導入を検討している
 - ・現在、基盤地図データ作成について検討中。検討後新たに世界測地系で作成予定。
- 10. 変換の要領が分からない・・・・・・・・・・2.7%
 - ・変換の方法がわからない。
 - ・数値変換できないため
- 11. その他・・・・・・・・・・5.4%
 - ・日本測地系のままの方が都合が良い。
 - ・国土調査の成果がよくない。

以上の結果より、地方公共団体においては、おそらく利用にあたって支障がある場合は、対応しているものと考えられ、未対応については支障のない範囲で利用しているものと推察される。世界測地系に移行してから既に10年以上経過しているにも拘わらず、「全く未対応」の比率が高い現状は、使用時に変換すればよいとしていることから、今後とも改善される可能性は低い。

3-12 国土地理院の公共測量関連サービスの利用状況

国土地理院ではウェブサイトで多くのサービスツールを提供している。様々な地理空間情報を地図上に重ね合わせて表示することができる「電子国土Webシステム」、国土地理院に提出された公共測量を検索することが可能な「公共測量データベース」、数値地形図データの検査支援や汎用フォーマット等へのコンバート機能があるソフトウェア「公共測量成果検査支援ツール」、公共測量の諸手続きの書類作成がホームページ上でできる「公共測量申請書作成サイト」がある。

これらのツールについての使用状況を計画機関別に集計した。また、これらのツールに対しての意見・要望を取りまとめた。

(1) 電子国土 Web システムの利用状況 【Q37】

「電子国土 Web システム」は、基本測量成果を提供するだけでなく、様々な地理空間情報を地図上に重ね合わせて表示し、国や地方公共団体の情報共有及び個人や企業の情報発信を手軽に進めることができるツールである。

「電子国土 Web システム」の利用状況について、計画機関別に集計した結果は、表-48のとおりである。

表-48 計画機関別電子国土 Web システムの利用状況

計画機関	区分	職場で配信者として利用している		職場でユーザーとして利用している		職場で使用できる環境がない		利用していない		計 件数 (件)
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	100.0	9
宮内庁		0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省		0	0.0	12	28.6	0	0.0	30	71.4	42
財務省		0	0.0	1	11.1	0	0.0	8	88.9	9
農林水産省		1	1.5	17	25.4	1	1.5	48	71.6	67
経済産業省		0	0.0	1	25.0	0	0.0	3	75.0	4
国土交通省		1	0.9	38	33.3	0	0.0	75	65.8	114
環境省		0	0.0	2	50.0	0	0.0	2	50.0	4
防衛省		0	0.0	1	10.0	1	10.0	8	80.0	10
都道府県		4	1.2	121	36.1	2	0.6	208	62.1	335
市		12	1.2	237	22.9	18	1.7	770	74.3	1,037
特別区		0	0.0	11	39.3	2	7.1	15	53.6	28
町		5	0.7	117	16.9	8	1.2	561	81.2	691
村		0	0.0	26	16.7	4	2.6	126	80.8	156
独立行政法人		1	1.3	17	21.5	5	6.3	56	70.9	79
総計		24	0.9	602	23.3	41	1.6	1,919	74.2	2,586

利用状況については、「職場で配信者として利用している」「職場でユーザとして利用している」で全体の約 1/4 を占めているが、「利用していない」との回答が多い。

(2) 公共測量データベースの利用状況 【Q38】

国土地理院に提出された公共測量を、測量地域、測量目的、測量内容、計画機関名等によって検索することが可能なデータベースの利用状況について、計画機関別に集計した結果は、表-49のとおりである。

表-49 計画機関別公共測量データベースの利用状況

計画機関	閲覧したことがある		知っているが利用したことがない		知らない		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	4	44.4	3	33.3	2	22.2	9
宮内庁	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	10	24.4	9	22.0	22	53.7	41
財務省	0	0.0	0	0.0	9	100.0	9
農林水産省	9	13.6	22	33.3	35	53.0	66
経済産業省	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
国土交通省	25	22.1	40	35.4	48	42.5	113
環境省	1	25.0	2	50.0	1	25.0	4
防衛省	3	33.3	3	33.3	3	33.3	9
都道府県	87	26.1	95	28.5	151	45.3	333
市	232	22.5	298	29.0	499	48.5	1,029
特別区	12	44.4	3	11.1	12	44.4	27
町	98	14.1	234	33.7	362	52.2	694
村	17	10.8	45	28.7	95	60.5	157
独立行政法人	13	16.0	32	39.5	36	44.4	81
総計	512	19.9	786	30.5	1,279	49.6	2,577

全体では、「公共測量データベースを知らない」との回答が49.6%と半数であり、「知っているが利用したことがない」30.5%と合わせると約80%になる。反対に「閲覧したことがある」が20%で低い比率である。

このデータベースの提供目的は、測量法の目的の一つである「測量の重複の排除」のために具体的に支援するためのものであり、これを利用することより、利用可能な既存の測量成果等を検索し無駄な測量をなくすようにするものである。

回答件数の多い計画機関について見ると、国土交通省、都道府県、市においては20%強、町、村においては10%強の利用状況である。

ただし、公共測量の計画にあたり、表-7「計画機関別 利用できる公共測量成果の調査状況」のとおり、利用できる公共測量成果の調査状況では、調べていない比率は20%弱であり、裏を返せば、何らかの方法で調べていることになるが、おそらく作業機関が公共データベースを利用しているものと推察される。今後は、計画機関に対し公共データベースを知ってもらい、又は使ってもらうため、メリットを全面的にPRするとともに、システムを使いやすく改善することも重要であると思われる。

なお、「公共測量データベース」に対する主な意見、要望は、次のとおりである。

[主な意見]

- ・ 測量実施区域が分かるのは便利だが、測量目的で分からない。
- ・ 利用の仕方が分からない。
- ・ 情報が豊富なので積極的に利用したいが、操作が複雑で、データ量が多くフリーズする。
- ・ 実施地域図の画面が使いづらい。
- ・ 市の公共測量の歴史がわかるので良い。
- ・ 公共測量の重複をなくす上で重要なものであると考えている。
- ・ 公共測量の計画において、特に活用する事がない。
- ・ 各地域の公共測量の実施情報が把握でき便利である。
- ・ 改訂により、以前より使いやすくなった。
- ・ サイトまでたどり着くのが大変である。

[主な要望]

- ・ 実施地域図のデータ整備を進めてほしい。
- ・ 実施地域を共有できることは好ましいと思うが、十分周知できていないと思うので、今後周知していくべき。
- ・ 検索結果の実施地域図をすべて表示できるようにしてほしい。
- ・ 検索した場所の地図が表示できるようにしてもらいたい。
- ・ 計画機関の相互調整等に有効であるため、今後も利用拡大に向けた取り組みをお願いします。

(3) 公共測量成果検査支援ツールの使用状況 【Q39】

国土地理院が提供する数値地形図データの検査支援や汎用フォーマット等へのコンバート機能があるフリーソフトウェア「公共測量成果検査支援ツール」の使用状況について、計画機関別に集計した結果は、表-50のとおりである。

表-50 計画機関別公共測量成果検査支援ツールの使用状況

計画機関	区分	数値地形図データの検査機能を使用したことがある		コンバート機能を使用したことがある		閲覧、印刷機能を使用したことがある		知らなかったが、部署内での利用ニーズはありそう		興味がなく、部署内での利用する機会もなさそう		計 件数 (件)
		件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府		0	0.0	0	0.0	1	12.5	4	50.0	3	37.5	8
宮内庁		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
法務省		0	0.0	2	4.9	2	4.9	18	43.9	19	46.3	41
財務省		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0	7
農林水産省		0	0.0	2	3.3	4	6.6	35	57.4	20	32.8	61
経済産業省		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2
国土交通省		3	2.7	3	2.7	7	6.2	74	65.5	26	23.0	113
環境省		0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0	0	0.0	4
防衛省		0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	66.7	3	33.3	9
都道府県		3	1.0	6	2.0	14	4.6	160	52.8	120	39.6	303
市		14	1.4	31	3.2	61	6.3	544	56.1	319	32.9	969
特別区		1	3.8	2	7.7	4	15.4	12	46.2	7	26.9	26
町		5	0.8	15	2.3	26	4.0	387	58.9	224	34.1	657
村		0	0.0	2	1.4	6	4.3	80	58.0	50	36.2	138
独立行政法人		1	1.4	4	5.6	3	4.2	34	47.9	29	40.8	71
総計		27	1.1	67	2.8	129	5.4	1,357	56.3	830	34.4	2,410

全体では、「使用したことがある」を合計しても 11.2%と非常に少ない結果である。一方「知らなかったが利用ニーズはありそう」が 56.3%と高く、今後の使用率の向上はある程度期待ができそうである。一方、「興味がなく、利用する機会もなさそう」が 34.4%もあることから、「公共測量成果検査支援ツール」の存在をPRすることが必要である。

計画機関別に見ると、回答件数の多い国土交通省、都道府県、市、町、村においては、「知らなかったが利用ニーズはありそう」は、60%前後でほぼ同じ比率であり、同様に「興味がなく、利用する機会もなさそう」は 33%前後と同じ比率である。

しかしながら、意見・要望にあるように、便利さやメリットなどが分かりやすいパンフレットの作成、主要都市での説明会などで、もっと積極的にPRして周知していく必要がある。なお、主な要望の中から、今後の対応に特に役立つようなものをピックアップして見た。

- ・もっとPRしてほしい。
- ・イメージの分かる資料、機能の要約版の作成、パンフレットの作成及び説明会などで周知してほしい。

・理解するのに時間を要するので、もう少し簡素化されると良い。

いずれにしても、計画機関においては「公共測量成果検査支援ツール」について、ほとんど理解されていない結果の要望と考えることができる。

公共測量データベース同様、計画機関にとってのメリットを全面にPRする必要がある。また、システムを使いやすく改善することも必要である。

なお、理由の詳細については、以下の主な意見、要望を参照されたい。

「公共測量成果検査支援ツール」に対する主な意見、要望は、次のとおりである。

[主な意見]

- ・別形式にコンバートする機会がない。
- ・標記ツールを閲覧し、今後使用できるか検討したい。
- ・必要性が出てきた際に活用したい。
- ・利用する場面が思いつかない。
- ・利用する機会は無かったが部署内での利用ニーズはありそう。
- ・有意なサイトだと思います。
- ・必要に応じて利用することもあると思われる。
- ・内容がよくわからない。
- ・当方では、平面直角座標を使用しているため、今後も利用しないと思う。
- ・地籍調査の所定の検査を進める上で、必要性は少ないと感じる。
- ・大変使いやすく、やりたいことが容易にできるので大変重宝しています。
- ・操作が難しそうです。
- ・フリーソフトウェアのダウンロードが禁止されているため利用不可。
- ・手軽に利用できる便利なツールだと考える。
- ・このようなデータ提供は大変ありがたいと思う。
- ・基本的には、業者に任せているため、使用しない。
- ・基準点に重点を置いた感じを受けた。
- ・開いてみたが使用できなかった。

[主な要望]

- ・理解するのに時間を要するので、もう少し簡素化されると良い。
- ・便利なツールがあるのであれば、もっとPRして周知してほしい。
- ・便利さやメリットなどが分かりやすいパンフレットの作成や、主要都市での説明会などで周知するのがよいと思う。
- ・使用方法を理解するのに時間がかかりそうなので、説明会等があると良い。
- ・機能のイメージが分かる要約版説明資料があれば良いかと思います。
- ・地方公共団体では測量担当が定期的に移動することから、どんなことができるのかイメージがあると分かりやすいと思います。
- ・活用する事によるメリット等の情報発信があればニーズは増えると思われる。
- ・道路台帳整備に関するものがあれば利用したい。

- ・地籍フォーマット 2000 の変換可能フォーマットを増やして欲しい。
- ・地籍調査に特化した使用例、マニュアルが整備されれば使用したい。(認証請求対応・法務局送付の電子申請対応等)
- ・データを複数読み込んだ時に発生するエラーを改善して欲しい。

(4) 公共測量申請書作成サイトの利用状況 【Q40】

公共測量の諸手続きの書類作成が国土地理院のホームページ上でできる「公共測量申請書作成サイト」の利用状況について、計画機関別に集計した結果は、表-51 のとおりである。

平成 24 年 5 月から運用が開始されたこともあり、現時点では利用比率が低いですが、今後、ホームページ等での周知が進むことにより、利用率は増加するものと思われる。

表-51 計画機関別公共測量申請書作成サイトの利用状況

計画機関	利用したことがある		利用したことがない		知らない		サイトを利用し途中で まで作成したが断念し、 従来の方法で作成して提出した		測量作業機関にサイ トを利用して書類作 成してもらったこ とがある		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内 閣 府	1	12.5	3	37.5	2	25.0	0	0.0	2	25.0	8
宮 内 庁	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
法 務 省	5	12.2	13	31.7	18	43.9	0	0.0	5	12.2	41
財 務 省	0	0.0	3	33.3	6	66.7	0	0.0	0	0.0	9
農 林 水 産 省	1	1.6	18	28.6	40	63.5	0	0.0	4	6.3	63
経 済 産 業 省	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2
国 土 交 通 省	13	11.8	27	24.5	50	45.5	1	0.9	19	17.3	110
環 境 省	0	0.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	1	25.0	4
防 衛 省	1	11.1	3	33.3	5	55.6	0	0.0	0	0.0	9
都 道 府 県	23	7.0	98	29.9	164	50.0	4	1.2	39	11.9	328
市	91	9.0	308	30.5	525	52.0	8	0.8	78	7.7	1,010
特 別 区	3	10.7	14	50.0	4	14.3	4	14.3	3	10.7	28
町	39	5.7	194	28.1	409	59.3	3	0.4	45	6.5	690
村	10	6.6	39	25.8	95	62.9	0	0.0	7	4.6	151
独立行政法人	7	8.9	27	34.2	38	48.1	0	0.0	7	8.9	79
総 計	194	7.7	751	29.6	1,358	53.6	20	0.8	210	8.3	2,533

「利用したことがない」に回答した理由を集約、分類すると、次のとおりであった。

1. 利用する機会がなかったため・・・55.4%
 - ・郵送が主で、利用する機会が無かったため。
 - ・これまで利用する機会がなく、今後、機会があれば利用したい。
2. 従来の方法で作成できるため・・・15.6%
 - ・毎年提出している公共測量申請書を基に作成。
 - ・所定の様式がデータで作成してあり、サイトを利用しなくても対応できる。
3. 委託業者に紙ベースで申請書の作成を依頼・・・15.4%

- ・測量作業機関と協議して、従来の方法で作成して提出している為。
 - ・委託業務に含めており、受託業者が作成したものを提出しているため。(内容のチェックは発注者)
4. サイトの存在を知らなかった・・・・・・・・・・8.7%
 - ・先日の千葉の説明会で知った。今後は利用してみたい。
 - ・今年の測量担当者会議で存在を知ったため。
 5. 地籍調査事業のため・・・・・・・・・・2.0%
 - ・地籍調査事業のため。
 - ・国土調査法による手続きにより申請が該当しない。
 6. 決裁等を要すことから、紙ベースで対応している・・・・・・・・・・1.9%
 - ・申請は書類所内決済を行った後、郵送にて対応。
 - ・事務手続き上、紙ベースの書類作成、申請が求められるため。
 7. 前年度の申請の際にはまだサイトを利用した申請ができなかったため・・・・・・・・0.8%
 - ・前年度の申請の際にはまだサイトを利用した申請ができなかったため。
 - ・公共測量実施時点において、当サイトが開設されていなかったため。
 8. 謄本交付代金の支払がどうなのかがわからないので・・・・・・・・・・0.1%
 - ・謄本等の郵送交付においては印紙代が必要ですが、サイトからだ謄本交付代金の支払がどうなのかがわからないので、従来のままの手続きをしているところです。
 9. その他・・・・・・・・・・4.9%
 - ・電子の手続きがよくわからない。
 - ・通信回線上の都合により、最後まで編集できない。
 - ・地域単独ではなく、県全体として利用する方針になれば利用する。
 - ・最終的に窓口となる地方測量部と紙ベースでのやり取りとなるため、2度手間となる。
 - ・ネットからの申請はセキュリティ上問題があるため。
 - ・インターネットに接続できるPCが課に一台しかなく長時間占有することは困難。

「サイトを利用し途中まで作成したが断念し、従来の方法で作成して提出した。」に回答した主な理由は、次のとおりである。

- ・入力途中でエラー等があり、操作がうまく行えなかったため。
- ・入力項目だけでは完全に反映できず、二度手間になるため。
- ・内部決裁があり、作業が重複するため。
- ・従来の方法が簡易で作成しやすいため。

「本サイトに対する意見・要望」についての主な意見・要望は、次のとおりである。

- ・利用に便利と思われるので、継続していただきたい。
- ・分かりやすい内容だと思います。
- ・入力に時間が掛かる為、今後も利用しないと思う。ワード等なら2回目以降は一度作った書類なら変更した内容だけ入れ替えれば済む為、早いし簡単だと思う。
- ・測量作業機関へ申請書作成を委託しない場合は大変便利だと思います。

- ・申請書の作成が容易になるなど、利便性が高まったと思います。
- ・助言等の回答までの期間が短くなり、大変助かっております。
- ・資料作成時には業務が軽減されるので良いと思う。
- ・今までは知らなかったため未活用であったが、今後は活用したい。
- ・効率的に作成できました。
- ・フォームが決まっており、入力するだけで印刷までできるので便利である。
- ・サイト内容の周知の充実を要望いたします。
- ・入力に時間がかかるので、今後も利用しないと思う。
- ・市町村の職員では、内容を理解していないため、委託測量作業機関から申請するよう
にしてもらいたい。
- ・今後このサイトを見て申請する案件があるときには申請したいと考えます。
- ・現在は Word 様式に直接入力しているが、サイト利用の方が簡単であれば、利用してい
きたい。
- ・計画している測量が公共測量に該当するか否かの判断ツールも提供していただけると、
易きに流れることが少なくなると思う。
- ・電子申請についても、PRして周知してほしい。
- ・基本的には、業者に任せるため、使用しない。

これも公共測量成果検査支援ツールと同様に、計画機関が「便利なものである」との認識に立つことができていない結果である。

利用者の中では、非常に便利で良いシステムであるとの意見も多くある。しかし、一方では入力に時間が掛かり過ぎるなど否定的な意見もある。利用した際、スムーズに進んだかどうかで印象は大きく変わる。

また、「測量作業を受託した作業機関に作成してもらおう」との意見が多く見られたが、測量の重複の排除を図る上で、計画機関が利用するよう普及啓発していくことが必要である。

3-13 意見・要望

ここでは、公共測量についての意見・要望等と今回実施した公共測量実態調査についての意見・要望等をまとめた。

(1) 公共測量について意見・要望等 【Q41】

公共測量についての意見・要望等を分析すると、公共測量に関するものと公共測量以外に分類することができる。

① 公共測量に関する意見・要望

[説明会、会議の開催等に係るもの]

1. 用語等、基本的な部分に分からず戸惑うことがありますので、基礎的な研修の実施をお願いしたい。
2. 平成 24 年度の国土地理院担当者会議に参加させていただき、公共測量業務について理解できた。今後も担当者会議等情報を提供していただいた中で、自治体と連携してより良い効果がでることを期待したい。

3. 測量に知識がない一般事務職を対象とした説明会を開催してほしい。
4. 専門用語があり、良く分からない点が多いので、説明会に今後参加したいと思う。
5. 先日開催された「地理空間情報と公共測量に関する連絡会議」では、市町村等の測量実施機関からの出席者が少なく、公共測量に関する関心が低いように思われるので、今後も公共測量に関する様々な情報について周知等をお願いします。
6. 職員の移動により、公共測量に携わったことの無い（知識の無い）職員が担当することもあるため、年度当初に公共測量の基礎（用語、測量とは何か、手続きなど）の研修会を開催してほしい。
7. 公共測量研修の時間増を希望します。2回ほど佐賀県公共測量担当者会議に出席させていただきましたが、時間の関係か駆け足の説明になっており、公共測量の意義、また国土地理院での取り組み等が説明不足な印象を受けました。職員として勉強不足といえばそれまでですが、人事異動により測量の『そ』の字も知らない担当者がいるのも事実で、半日（約2時間）の研修では、内容を理解しないまま帰る人間が多いのではないのでしょうか。折角、国土地理院から来ていただいているのですから、最低でも1日、できれば2日間程度の研修でご指導いただけないのでしょうか。お忙しいことは重々承知しておりますが、何卒ご検討いただきますようお願いいたします。
8. 公共測量は自治体相互の連携を行えば、コスト縮減等が最大限の利用が可能となると考えられる。現在は、年1度の公共測量担当者会議が実施されているが、その内容をもっと知りたい自治体職員も数多く存在するため、年1度の説明会を複数開催していただくようお願いしたい。
9. 公共測量の重要性や利便性について、さらに広く周知していただくと、公共測量への理解が深まり、さらに使いやすくなると思う。
10. 公共測量に対する理解や知識を高めていきたい。今後は積極的に説明会などに出席していきたいと思います。
11. 公共測量について、認識が薄かったので、説明会等を身近で行ってもらえると良いと思う。あまり良く分かっていないので愚問かもしれませんがよろしくお願いします。
12. 啓発活動が重要と思えます。
13. よくわからないので、県単位で研修会等を開催してほしい。
14. 地方公共団体に対して、公共測量についての情報提供（講習会等も含む）を随時お願いします。
15. 公共測量に対する認識がまだ薄く、周知するための講習会等引き続き実施していく必要があると思慮します。
16. 公共測量にあたり法律上で定められている点が多々あるとしたならば、適切に処理するよう定期的な講習会・説明会を実施頂きたい。公共測量の使用にあたっては、国土地理院からの照会があった際に内容を理解することが多く、今後の利用にあたり認識を深めるための方策が必要と感じる。
17. これまで、公共測量担当者会議等を通じて、適正な公共測量について説明をいただいているものの、計画機関全体の共通認識までには至っていません。今後は、

計画機関（市）全体が同じ認識で適正な処理・利用を進められるよう努力したい。

[公共測量の実施、手続き等に係るもの]

1. 積算をする際、平成 12 年度設計業務標準積算基準 数値地形図修正レベル 2500 を使用している。最新版の積算基準の策定を望む。（Q17 関連）
2. 製品仕様書の作成に係る負担を軽減できるよう、記載内容を簡略化してもらいたい。
3. 成果提出までの手順を簡素化していただきたい。
4. 手続きの期間が短縮できたらと思います。
5. 手続きが非常に分かりづらいです。全てのユーザがインターネットより登録を行うことで既存測量データを簡単に確認できるなど、もっと分かり易く簡便な方法にしてもらいたい。
6. 手続きがよくわからない、また、その意義や必要性についてもわかりにくい。「公共測量の手引き」を参考とすることがあるが、もっと平易な表現・内容としていただきたい。（具体例を挙げるなど）
7. 手続きがもう少し簡素であれば、民間の測量データを活用できると思う。
8. 今後共、公共測量の実施における助言等でご協力いただければ幸いに存じます
9. 公共測量申請書作成サイト等の作成支援や電子申請など、以前に比べると、かなりの負担軽減がなされていると思いますが、受注者（測量業者）が申請等の全ての手続きをおこなえる様に出来ないものか・・・。
10. 公共測量申請自体がメリットになることを説明していかなければ、申請市町村の増加は図れないと考える。
11. 公共測量実施計画書等を提出した際の回答については、できる限り早く回答していただきますようよろしくお願いします。
12. 公共測量の判断が難しい。道路設計に係る測量業務での例示があれば分かりやすい。
13. 公共測量の主旨は理解できるが、発注者の手続きを簡略化して欲しい。業務委託のテクリス登録のように受注者がシステムに入力し、発注者が同意する方法にして欲しい。
14. 公共測量に関する実施計画書などの手続き（作成など）をもっともっと簡略化してほしい。
15. 公共測量といっても、幅が広く、工事を実施するための部分的な測量なども多く、作業申請などを行っていないケースもある。なお、工事のための測量は、工事完了後、使用できない物となるため、作業申請の対象から外して欲しい。また、発注機関のみでは申請書作成にも手間がかかるため、発注後、請負業者（測量業者）に作成して頂いている。現場実態から言えば、測量業者から国土地理院へ提出知る方が、効率的である。
16. 公共基準点（街区多角点等）成果の公表は公共団体が主に行っているが、震災以降成果の公表を控えているところが多く、震災後の改測が追いついていないのが現状である。早急に対応をお願いしたい。
17. 建設管理課としては世界測地の座標で統一することは、将来道路台帳の電子化や、

官民境界の管理にも役に立つと考えております。今後も進めていきたいと考えております。

18. 計画機関(発注者)が公共測量の手続き、特に製品仕様書などの作成を行うのは困難であり、作業機関が必要資料を作成するよう、歩掛りを定めるなどしていただけると有り難いです。
19. 基準点測量について、地籍調査作業規程との統一を図ってほしい。級の区分や精度が噛み合っていないので、相互利用の妨げとなっている。地籍図根多角点は甲乙により精度に違いがあるのに、「地籍図根多角点=3級基準点相当」というように一律に決め付けるのは問題があるのではないか。乙の地籍図根多角点は3級基準点の精度を満たしていないと思われる。都道府県への実施・終了の通知が形骸化しているので、廃止してはどうか。国土地理院が一括して情報を把握し、管理すれば事が足りるのではないか。
20. インターネットの普及により既設基準点などは国土地理院のホームページを閲覧すれば情報が得られる。また、近年は重複する測量はほとんど無い。測量法14条による都道府県知事への通知及び知事による公示は廃止し、国土地理院のホームページを利用すれば済むようにしていただきたい。

[測量成果等に係るもの]

1. 他の計画機関が実施した測量成果を、もっと容易に入手できるようにしてほしい。ワンストップサービスが開始されたが、古い測量成果が入手できない。
2. 測量成果の検定に要する経費等、一般の測量では発生しない費用については、助成措置があればと思います。
3. 全ての公共測量の成果が利用できるようなサイトがあれば、便利なので、ぜひ作成していただきたい。
4. 成果認定に係る申請猶予期間を5年後位まで延長を要望。各システムの作動速度等の軽減(重すぎる)
5. 水準点、基準点、数値地図等の整備状況が一目で分かるようなサービスを提供して頂きたい。また測量実施機関が無料でその成果が活用できるようにして頂きたい。
6. 公共測量(国の予算で測量を実施)でも、内部資料としての精度や永久標等の設置を伴わないものは成果提出の対象としないようにできないか。
7. 基盤地図情報サイトや、国土地理院提供のフリーソフトウェア等が、この実態調査で利用する事ができると分かったため、今後、他部署への連携を図り、利活用していきたいと思います。
8. 上級機関が行った業務の成果を市にも提供してほしい。

[その他]

1. 市町村レベルが行う可能性のある公共測量の事例を豊富に紹介していただけませんか。また、Q7の公共基準点とはどのようなものか。
2. 電子データでの整備、インターネット上での公開が進む中で、成果の取扱いに関する一定のルールを設けていただきたい。
3. 実施した測量の精度が、公共測量までの精度を必要としないものが大半である。

また、山間部での局所的な測量が大半を占めているのが現状です。都市部の市町村と同じ扱いをされても困ってしまう面もあります。

4. 公共測量は重要であり必要性が多であるが、公共測量はほぼ 100% コンサルマかせで、こちらに知識が無い。
5. 公共測量は基盤地図情報のために実施しているわけではないと理解している。基盤地図情報に活用されるべきだとは思いますが、基盤地図情報に不可欠との理由から負担を増やすことはしないほしい。国のために必要なことは国の業務の中で、国の責任において実施していただきたい。
6. 公共測量の利用とはどこまでを言うのか？ 図根点や座標値を利用して測量することを言うのか？ 当方はデータの管理、提供のみなので実際に測量することはないが、提供等も利用になるのか？
7. 公共測量の重要性は認識しており、登録された成果を有効に使えば無駄はないと考えるが、各担当課で発注するため、公共測量への認識が低い。各自治体の公共測量の担当を総務又は契約担当課等で取りまとめできれば、同等のレベルで公共測量への対応が可能と考えます。
8. 公共測量に係る費用について、補助金や交付金の対象となることを願います。
9. 公共測量に協力すべき組織であり、協力したい気持ちもあるが、施設管理が主体である事務所なので、実施する測量が施設周辺のみであるため、公共測量を意識することが少ない。
10. 公共測量については、重要であることは認識しているが、費用がかかること。また、災害や地すべり等が多い地域で、面積の増減がかなりあり、地権者の理解が得られない実情もある。
11. 公共測量について、測量を行っても申請されていないことが多いため、積算基準において義務付けを行っていくべきではないか。
12. 検定費用は、かからない方が良いと思う。
13. 規定等を見ても専門用語が多く、普段は測量に携わらない人にとってはわかりづらいものと思います。できれば、図表の入ったわかりやすい用語集みたいなものがあると助かります。
14. ホームページを初心者でも簡単に利用できる環境にしてほしい。用語の解説など
15. ビューワ・コンバータや Web システム、データベースなどもっと活用できるとよさそうな感じですので PR（わかりやすく）をもっとすればいいのではないかと考えられます。
16. そもそも公共測量そのものについて未だに理解できていない。該当フローにある「高い精度が必要かどうか」の問いの時点でつまずいてしまう。実施する測量の精度について明確に理解できていないこと自体が問題ではあるのだが、高い精度が必要かどうかの判断すらできない。その辺りからのわかりやすい説明を書き添えてほしい。また、積算時点から公共測量を意識した流れを作らないことには、公共測量の必要性はなかなか広まらないと考える。
17. すべての既存データの世界測地系への変換については現時点では経費面で非常に難しい。

18. 400 字では収まりませんので、簡潔に記載いたします。公共測量の必要性を説くのであれば、国がすべてを負担し、国において公共測量業務のすべてを行ってほしい。利用頻度が低すぎる基準点の必要性が理解できません。その他省略。
19. 公共測量の対象となる用地買収とはどのような場合があるかご教示願いたい。
20. 当市の庁舎内において、担当部署によっては公共測量の認識が無い担当もいることから、周知を図るよう努めます。
21. 当市においては、1/2500 をはじめとした都市計画の図書を整備する必要があるが、財政的な理由から行政区域の一部についてのみ図面の更新を数年毎に行っており、計画的に更新されているわけではないので、いつまでたっても更新されない区域があるなどの問題がある。また、担当者も数年毎に異動するなど公共測量の知識を持っていないものも多く、効率的な図書の整備も出来ていない状況であるため、電子化などへの対応も立ち遅れている。

② 公共測量以外に関する意見・要望等

1. 電子国土が重たいので、グーグルみたいに軽くしていただきたい。
2. 地理院のホームページがわかりにくい。
3. 地方の小さな自治体には、航空測量などを実施する金銭的体力がない。そのため、都市計画図などを更新することが難しい。よって、基図については、国において、順次更新して頂きたい。
4. 前回、都市計画総括図や基本図を作成した折に、国土地理院のデータを使用させていただきました。費用もかかるとは思いますが、10 年に 1 度くらい航空写真の資料を借用させていただいたらと思います。
5. 国土地理院が、飛行機やカメラを所有し、日本全国を測量する。それを、適正な価格で提供するようにしてもらいたい。
6. 公共測量成果の提出や、基盤地図情報等の利用を勧めるが、地方としては、国土地理院が作成する航空写真や数値地図（国土基本情報）、電子地形図、LP（レーザ・プロファイラ）データなど地方が持たないデータを無償で利用したい。
7. 公共測量経費の負担軽減ができるよう基準点を多く設置していただきたい。
8. 公共測量業務を担当している人＝測量に詳しい人と思わないで欲しい。本来であれば、そうあるべきであろうが、現状はそうはならない。おそらくどこの機関でもそうではないでしょうか。国土地理院さんより問い合わせがあった時に、いきなり専門用語ばかり言われて苦慮しました。こちらがよく解らないような回答をした際に、「なんでこんなのが解らないのか??」みたいな雰囲気です話をされました。
9. 1/500 背景図を作成してください。いろいろ努力しましたが、ハイブリッドになっており、精度が混在している。
10. 官民境界を管理している建設管理課と協調して基準点測量を実施することで、よりサービスを提供出来ることから、今後も実施していければと考えています。
11. 街区基準点の増設を要望。
12. 写真撮影成果において同時に取得され 2 次的利用ができる高さデータが作業規程で盛り込まれていない。GIS における 3D 利用の推進を図りたいが、仕様を

定めきれず、整理できていない。権利関係や品質（メッシュ間隔等）のガイドラインが必要であると考えます。

13. 業者からのVE（バリュー・エンジニアリング）提案等の発表の場があれば良い。
 - ・電子タグを付けた基準点を各自治体にも浸透させて欲しい。
 - ・電子基準点を各自治体があれば、地震後にどれぐらい移動したか早急に対応できるので、対応してほしい。
 - ・GPS測量ができる業者が限られているので、決まった業者からしか入札がないので、講習等を開いてレベルアップできる機会を作って欲しい。
14. 基準点成果等閲覧サービスのデータが若干重く、スムーズな閲覧ができない。
15. 電子国土ポータルの使用方法がよくわからず、利用ができていない。
16. 震災からの復興に向け、今後も公共測量を実施する機会が増えるものと予想されることから、担当者レベルでも公共測量の手続きが容易に行うことができるよう、申請のためのシステムの改良、利便性の向上や工夫を進めていただきますと同時に、手続きの簡素化も検討していただければと思います。また、完成以後の公共施設の維持管理の面でも公共測量の必要性は高いと思いますが、大部分が市単独事業で行わざるを得ないため、過去の測量成果の改訂も、予算の確保が困難なため、思うように実施出来ない状況にあります。そのため、公共測量に対する補助、助成制度のさらなる拡充を希望しております。
17. 市町村が、1/2,500の地形図作成する場合の補助事業が無いと公共測量の基礎図作成が進まない（市町村の財源に委ねるより、国の財源で基本図をデジタル化すべきと思う。）。

（2）公共測量実態調査について意見・要望等 【Q41】

公共測量実態調査についての意見・要望等を分析すると、調査内容に関するものとアンケートシステムに関するものに分類することができる。

① 公共測量実態調査内容に関する感想や意見・要望等

1. 利用していたものの他にも、便利なページがあることが、アンケートを通して分かりました。
2. 当アンケート調査をしたことで、今後、測量を行う際（行わなくても）、測量だけにかかわらず、測量成果実用性のため、出来る範囲の中で実施していくためのルールを知り得たことや、ユーザとして、活用出来るデータ・地図・写真等は活用すべきであると改めて感じました。
3. 逐次行っていただき、そこでの意見などを改善してもらいたい。
4. 地震等による基準点の変位等から、測量成果の改定が求められており、またニーズもあります。調査結果による適切な支援、運営、改善をお願いしたい。
5. 担当者の意識向上のため、継続して実施した方がよい。
6. 今回の事態調査により、大まかであるが公共測量の使用（国土院のデータの使用）等がわかったので、良かった。上記にも記述したが、通知等だけでなく身近で説明会等があれば良いと思う。
7. 県の担当部署が公共測量を行う際、ほとんどの場合、測量法第14条による通知を

行っていませんでしたが、今回の調査を機に、通知を行うよう徹底することになりました。

8. 機関が特定されるということはないが、アンケートにより他の計画機関がどのように公共測量を行っているのかが分かるいい機会にもなるので、とても良いと思います。
9. この調査を通して知り得たこともあり、良かったと思います。
10. 系統のとれた質問内容でないため、回答が難しいものであった。このような実態調査を継続することは有意義であると思われるが、簡略化した質問内容として欲しい。
11. 今回の調査で、当市に旧町合併前の公共測量規程が残っている事を知ることが出来き、更新等の手続きをすすめることと致します。また、手続きもサイトで容易にできることを知ることが出来ました。感謝申し上げます。
12. 近年、測量機器の高度化、技術の向上が図られ正確な図面が手に入りやすくなってきています。また、パソコン、インターネットサイトで様々な地図や写真が見られるようになって、大変便利になりました。国土地理院の測量に関する範囲の広さにサイトを開いて驚きました。このアンケートの回答が貴企画部測量指導課のお役にたてれば幸いです。
13. 公共測量については測量作業機関への委託を行っているため、本調査の回答の一部は測量作業機関にヒアリングしたものを記載しております。
14. 普段業務で関連していない部分などの質問において、聞き慣れない言葉が多く、回答に苦慮しました。
15. 入力をおこなう担当者によって、かなりの差が出ると思う。公共測量の手続きしている担当者のみに依頼せず、認知度などの調査は、もっと広くおこなってみても良いかと思えます。
16. 地籍調査を行っているが、Q7で(地籍図根点は該当しません)と書いてあるが、その他の問いでは公共基準点や公共測量等の成果に地籍調査成果は除くのか、入れるのか問いの言っている意味がどこまで指すのかわからない。
17. 担当者が変わっている中で、過去の成果品の質問については分からない点があった。
18. 多岐の部署にわたる調査については調査期間を配慮して欲しい。
19. 他部署にも確認が必要なため、回答期間にもう少し時間を頂ければ助かります。
20. 測量実施機関以外の部署では、回答が困難な設問が多いため、アンケート様式を「測量実施機関」と「測量実施機関以外」の2種類に区分する等の検討をお願いします。
21. このアンケートに着手して、相当の時間を要しました。公共測量の範囲となる基準事業例及び内容を3~4点(事業内容例:および解答例)記載いただいたかった。問3の公共測量の実施事業で農村整備課及び県との農地区画整理事業を挙げたが、県の事業主体である(農村整備課)とのことから、途中回答となっています。アンケートに時間を要した理由は、各課の確認を要するのと、設問の回答が担当者により意見が主観的および客観的に違ってくるからです。公共測量をする上、当

然基本的な方針は同一でなければならないと考えますが、アンケートを回答するうえ回答者の主観にならないよう他の農政課職員にこの回答はこれでいいのかと何点か確認しながら回答してあります。このアンケートの集計は公表予定ですか…？

22. 設問内容によっては、限定回答以外の項目がほしい。特に公共測量成果とひとくくりの場合には、○もあれば△、×の公共測量成果もあるため。
23. 設問の中で判断に困る文言（Q5）等があり、判断に苦慮した。
24. 設問の趣旨が不明な個所がある。
25. 申請等は発注機関が当然行っていますが、提出データ等不明な点もありますので、できましたら受注コンサルタントへ直接ご依頼されることを希望します。
26. 実態調査を行った結果が何かしらに反映させているのでしょうか？
27. 質問設定について、質問の内容が、実施した事についてなのか、一般的な意見を求めているのか明確ではない設問があるので、はっきりさせていただきたい。操作方法について、入力訂正方法が分りづらい。
28. 今回のアンケートのQ6ですが、測量法の第14条の条文から判断すると国土地理院の長が関係都道府県知事に通知すると読めるのですが……。
29. 今回、各システム、コンバータ等が質問事項に挙がっていましたが、その使用方法、使用用途がいまいち理解できないため、そういった、講習会、案内があるとありがたいです。
30. 国土調査を実施している部署であるため、公共測量の実施は非常に少ないが、基準点の測量成果等の利活用はさせていただいているという状況であり、回答できない内容も多かった。
31. 公共測量を行う機会があまりないため、公共測量自体について、理解しているとは思えない状況がある。このためこのような実態調査が有効なものとして扱えるのかどうか不安に思う。
32. 公共測量の窓口部署と実施部署で設問を分けてあるほうが答えやすいように思う。
33. 公共測量の実施機関ではないので、Q1とQ2のみ回答させていただきました。
34. 関係部署に配布したが、分からない単語などで未記入欄もあって集約した回答が正確性に欠けるものになっているかもしれない。
35. 各部署の聴き取り等に時間を費やすため、提出期間を長めに設けてほしい。
36. 各測量協会にも測量機関として、調査依頼をしてみてもどうか？
37. 回答不要のページを明確にして欲しい。（公共測量の実施に係るものなど、対象がない場合）設問の中に「ここ数年」という表現が曖昧で、回答に悩むものがあった。
38. 一般の要望を聞くよりも、ホームページの利用者の意見等の調査を実施することのほうが有意義では？
39. このアンケートを答えるまで電子国土Webシステムや公共測量データベースの存在を知らなかった。PR不足では？
40. アンケートの内容について、今一現在業務とマッチしていない部分がある。成果

の公開など部署によっては全く関係がないです。

41. 測量用語は専門的で分かりにくい部分も多く、さらに近年の情報化、電子化、技術革新のスピードも速いので、自治体職員が測量技術に関する講習会を地方で受けられる機会を設けるなど、そうした講習会の開催情報を周知していただければと思います。
42. 公共測量を実施する担当課が多いため、各担当者の意見を総括することは不可能であり、アンケートを回答する一担当者の意見では、正確性に不問が生じると思慮します。このような形式のアンケートではなく、幅広い技術者へ周知できるよう工夫が必要でないかと思慮します。
43. 公共測量の知識も乏しいため、このような実態調査は公共測量に対する啓発の効果があるものと思われるが、調査を繰り返すだけでは、あるべき公共測量の実態に向かって進んでいくとは考え難い。国が予算措置をするから、強制的に整備を市町村で行なうなど、全国一律で整備を行わなければ、いつまでたっても全国での整備水準も電子化も進まないものと思われる。
44. 県農地整備課では、公共測量は過去から行っておりません。計画が入力されているのは、出先機関（各農林事務所）の担当課（農地整備課等）が入力していることから画面上、農地整備課で計画があることになっています。なお、この画面からは、どこの農林事務所が入力したか特定することは、ほぼ不可能です。なお、公共測量を行っていないため、各質問についての回答はほとんど空欄になっています。よろしくをお願いします。
45. 役場内の公共測量に関わる仕事は多岐に亘るので、把握しきれないのが実情です。
46. 内容が専門的すぎて難しい。2年毎に調査をされているが、本町には、メリットがなかった。
47. 調査はやめてください。
48. 大変わかりづらい。
49. 測量は測量業者に委託発注しているため、専門知識がなく、質問の意味もよくわからない。関係すると思われる各課へ問い合わせるも、精通している人物がおらず回答に非常に時間が掛かり困る。
50. 専門用語が多すぎてわかりづらいので、誰でもわかるような設問にして欲しい。
51. 専門性が高い調査と言える。
52. 設問が分かりにくい。
53. 設問が多すぎる。おおよそ60分も時間を要するアンケート調査は、協力をしようとしても、途中で嫌になってしまったり、雑に回答してしまう。
54. 質問数が多すぎるし、全体でどれくらいあるのか最初にわからない。質問内容が専門過ぎてわかりにくいいため、回答しづらい。調査依頼から回答するまでの期間が短すぎる。
55. 私たちのような過疎化が進んでいる地域では、このような実態調査の必要性を感じません。
56. 作業規程等を全社統一的に定めている機関は、支店や部署毎に調査する必要が無いのではないかと思う。規程等の制定状況を調べて、合理化したほうが良いので

はないか。測量作業実態とばらつきがあり、質問の内容自体を理解できていない担当者が回答することは反って調査結果の精度を悪くしてしまうのではないかと思う。

57. 今回の質問内容は、ほとんど意味が分からず未回答となった。
58. 公共測量は実施しておりませんので、公共測量実態調査は対象外です。よろしくお願い致します。
59. 隔年実施のこの調査自体の必要性が疑問です。
60. それぞれの設問について、参照ページ等が示されていますが、文字ばかりで専門用語が多いためわかりづらいため、その必要性等がわかりづらいためと思いました。設問についても、素人にわかりやすくなるようなものを望みます。
61. 本町は、約 35 年前に地籍調査は終了しており、測量に関する詳しい知識を持った職員はいないため、質問の内容やことばの意味がよく理解できなかった。また、この調査の必要性も理解できなかった。
62. 非常に問題数が多かった。
63. 設問内容を紙でいただきたい。もしくは、今回のように 1 枚 1 枚ページを表示させて、印刷するのではなくて、一括で印刷できるようにしてもらいたい。大きな市町とちがい、一人で複数の業務をこなす、この調査にさほど時間がかけられない！
64. 簡素化を願う。調査期間に余裕をもった方がよいのでは？
65. ①問 3 の調査方法に納得がいかない。I E 調査にする前に作業したか？なぜ I E 調査にするのか？なぜスクロールさせるのか？集計したいのであれば、I E 調査をしなくても出来るのではないか？なにがしたいのか？②そちらの集計が楽になるために IE 調査としているとしか思えない。委託会社及び国土地理院企画部測量指導課統計調査係の方は、実際にこれを操作したのか？③不必要なページ飛ぶ。(例えば、Q1 で有りとなしと答えものは、Q2 は答えなくて良いものがあった場合、Q3 に飛ぶようにすべきである)今のままであるなら、紙の調査にすべき。④ I E 調査とするためにどのような仕様書で発注してどのような打合せをしてこの形になったのか？委託会社にいくら支払ったのか？あまりにもお粗末である。発注方法等にもよるが、委託会社に修正（改善）させるべきではないか？⑤Q15 について、不明であるため、不明と回答したいが出来ない。下記の意見・要望等の記入に制限（400 文字以内）があるなら、それが分かるようにすべきだ。⑥数字入力において、1, 000 と記載したらはじかれ、次のページに進まない。半角数字で記載して下さいと注意が出てくるが、1, 000 は半角数字ではないか？不親切すぎる。⑦この調査は、依頼なのかそれとも、法で定められたものなのか？法で定められたものであるなら、めっちゃくちゃ不便であるが、このままでも時間を掛けてすべきであるが、依頼ということであるなら、こちら側がもっと時間が係らないようにすべきではないでしょうか？

② アンケートシステムに関する意見・要望等

1. 設問の解答欄ですが、チェックボックスのものと選択式のものがありますが、選択式のものは一度チェックをいれてしまうと、変更することができないためチェ

ックボックスにするか、クリアできるようにしていただけたらと思います。(とりあえず、大まかに回答していきあとで関係課に確認した際に変更が生じることがあるため)

2. 質問内容一覧を印刷出来るようにして欲しい。質問毎に確認が必要なものがあり、入力に時間を多く必要であるため。質問内容が分かれば、確認した後に一括入力できそう。
3. 自分の所は、国土調査事業（地籍調査事業）を担当する部署であるため、アンケートの主旨と異なる回答を行っている箇所もありますので、よろしくお願い致します。また、質問内容により回答が出来ない箇所に、誤って回答した場合に取り消しが出来ない箇所があるため、今後の改善をお願いします。
4. 回答を一時中断（保留）できる機能は、便利だった。
5. 一度チェックを入れると選択し変更はできても、消すことができない。
6. ページジャンプが必要です。
7. このような形式での回答はメールや郵送の手間がなく、また関連ページへのリンクなどがあったため大変利便性が高い反面、Q3はスクロールがあるため内容がすべて印刷できないなど改善してほしい箇所もありました。
8. インターネットに接続できるPCが一台しかなく、長時間占用するアンケートは他の業務の妨げとなる。インターネットに接続していない環境で回答できるようにし、結果のみアップロードする仕組みにしてほしい。
9. Q3の表について ①表は見づらく、削除欄などの説明も無い。②委託業務名を記載してほしい。③エクセルで呼び込めるようにしてほしい。
10. Q3の項目が簡単に削除されるのは、システム上、不備があると思われる。確認メッセージにより削除の確認を行わないのは不親切である。
11. ホームページでの調査のため、パソコンのスペック等により速度が遅く、回答に時間がかかり過ぎる。【Q3】の一覧表では、業務名の特定（どこの機関の、どの地区なのか）が困難なので改善が必要と考えます。
12. 入力手間も踏まえ、今後ともインターネットを活用した調査としていただきたい。